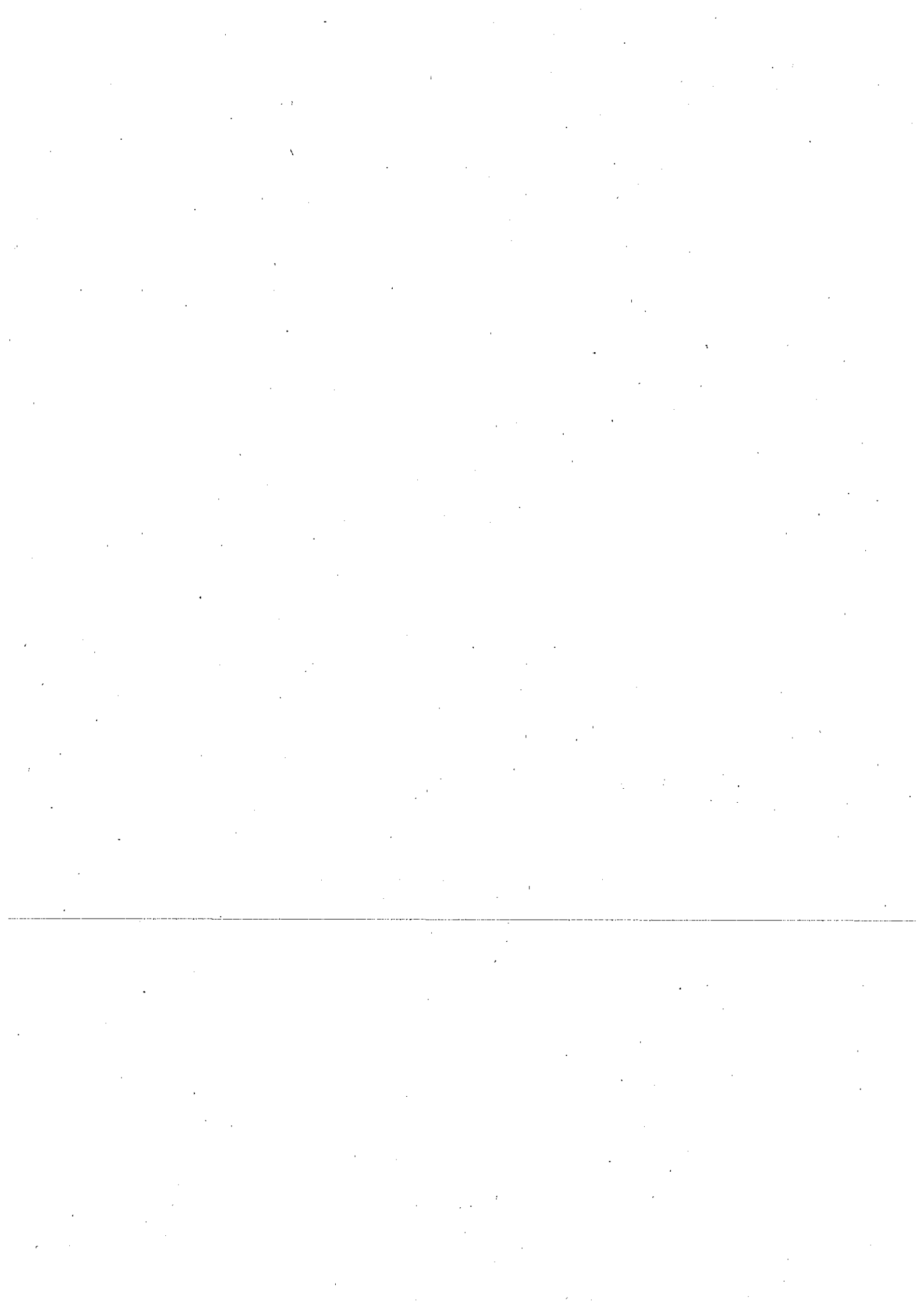


**農業・農村の動向等に関する
年次報告**

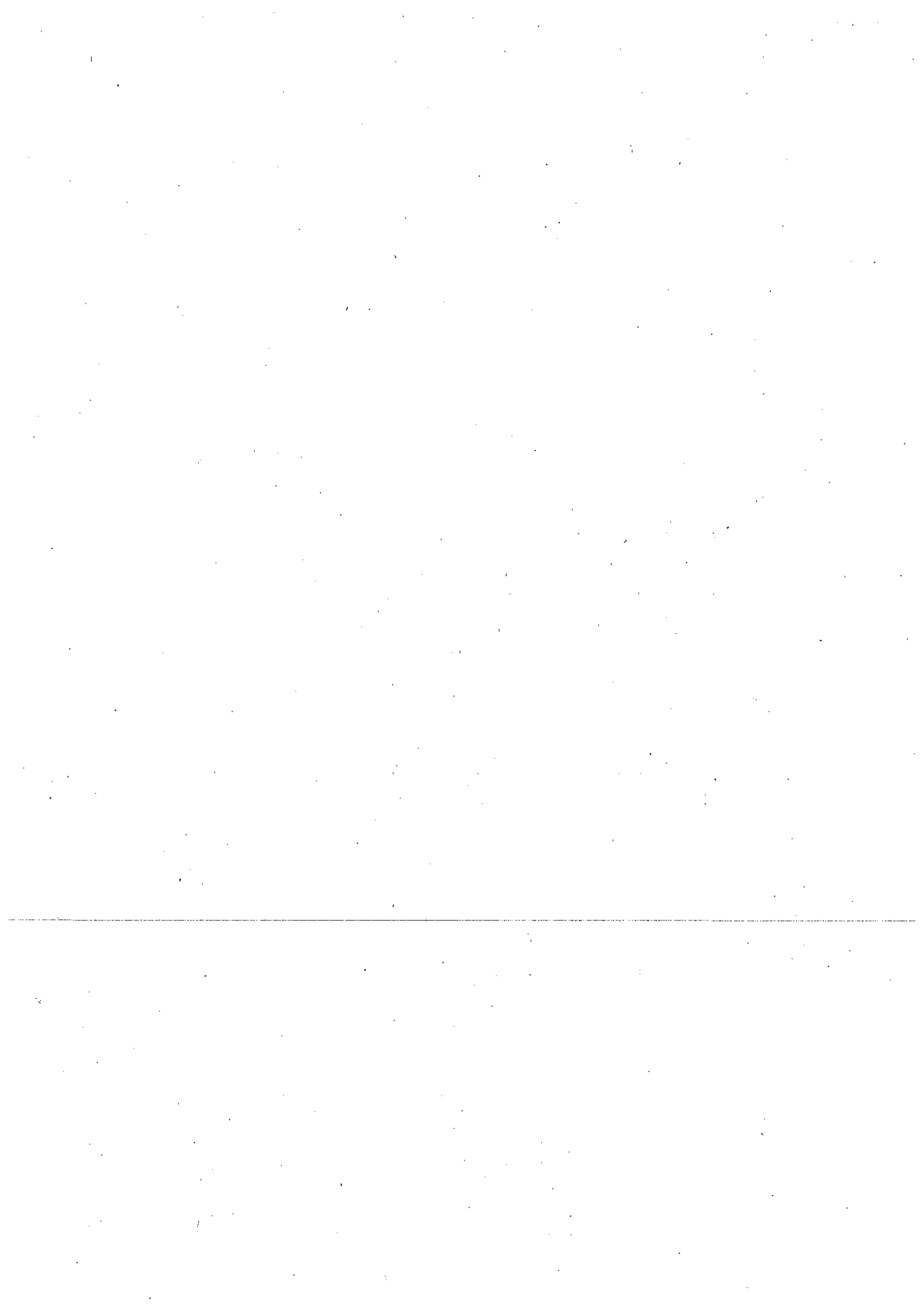
平成 16 年 9 月

福 島 県

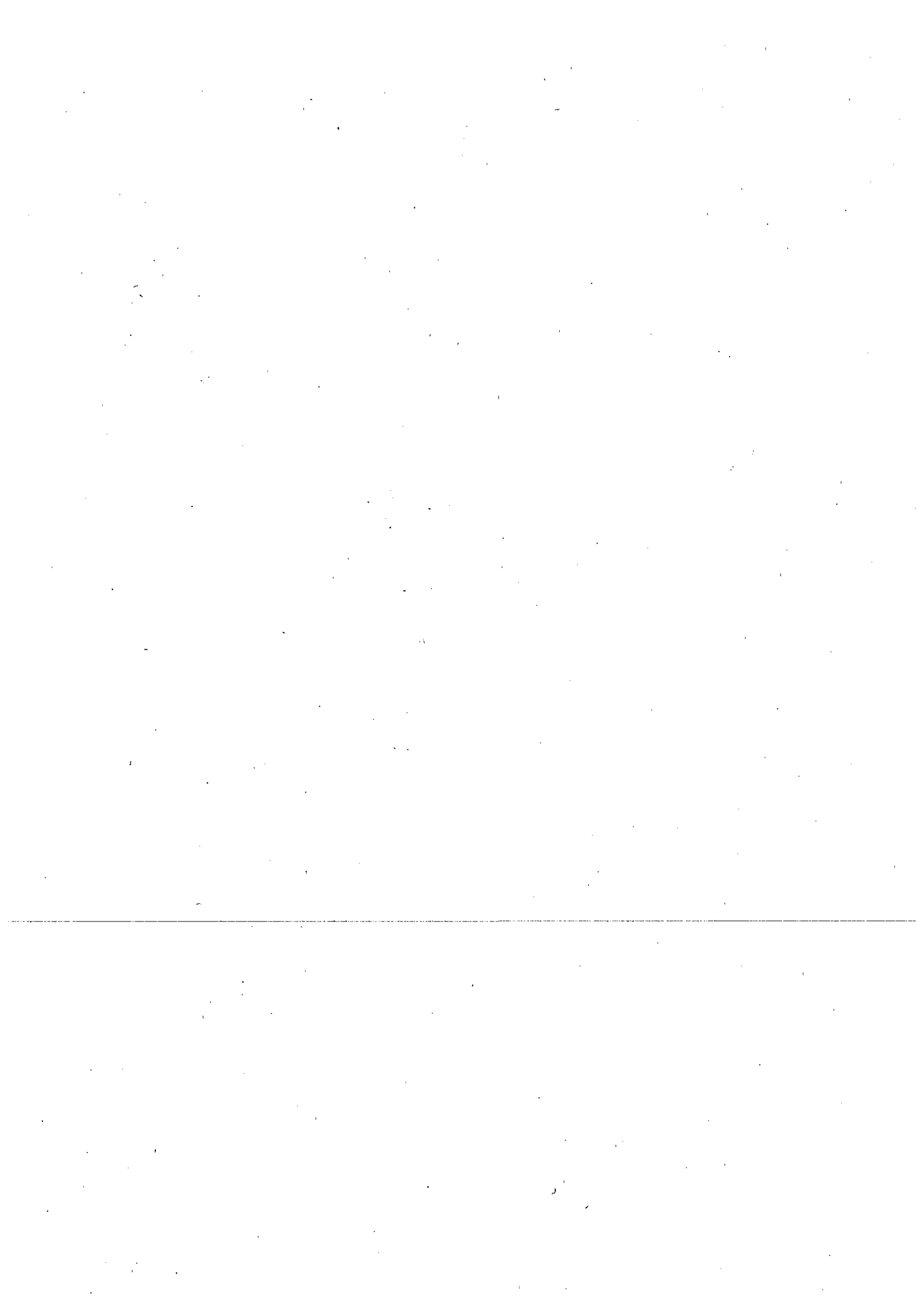


目 次

I	農業及び農村の動向の概要と平成15年度の特徴的な動き	
1	農業及び農村の動向の概要	1
2	平成15年度の特徴的な動き	2
II	農業及び農村の動向	
1	平成15年度の農業及び農村の動向	
(1)	県全体の動向	11
(2)	地方の動向	22
2	農業及び農村の振興に関する基本計画の進捗状況 (「うつくしま農業・農村振興プラン21」の主要指標の現況値)	
(1)	県全体の進捗状況	29
(2)	地方計画の進捗状況	31
III	農業及び農村の振興に関して講じた施策	
1	「みんなで創る農業・農村3A(サンエー)運動」の展開	35
2	環境と調和した園芸産地の育成・振興	35
3	意欲ある担い手の育成	37
4	地域特性を生かした農業の振興	41
5	県産農産物の消費拡大	46
6	環境と調和した農業の推進	50
7	農業・農村の多面的機能を発揮した中山間地域の活性化	54
	参考資料	
	用語解説	58
	福島県農業・農村振興条例	63



I 農業及び農村の動向の概要と 平成15年度の特徴的な動き



1 農業及び農村の動向の概要

- 農業構造においては、農家数は年々減少しており（平成15年販売農家数：86,870戸）、主業農家（平成15年：14,100戸）についても減少傾向が続いています。

また、65歳以上の農業就業者が半数以上を占め（平成15年：58.0%）、高齢化が進んでいます。

一方、認定農業者は年々増加し、平成15年度末までに5,309人が認定されました。

さらに、平成15年5月2日以降の1年間に、新規に就農した人数は160人と、平成元年以降で最多となりました。

- 農業生産においては、農作物作付面積（平成15年：132,600ha）が年々減少し、耕地利用率（平成15年：85.4%）も低下しており、田に比べて畑の利用率が低くなっています。作物ごとの作付面積は、稲、野菜、果樹などで減少したものの、小麦が前年に比べ増加しました。

さらに、6月下旬から長期間続いた低温・日照不足の影響により、水稻、ももを中心とした果樹、野菜等で、収量・品質が大きく低下し、県全体で234億円余りの甚大な被害が発生しました。

また、畜産においては、飼養農家は減少していますが、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏の1戸当たりの飼養頭羽数が増加しています。

- 農家経済においては、異常気象の影響で米の収穫量は減少したものの販売価格が上昇したため、農業所得は販売農家（平成15年：1,052千円）及び、65歳未満の農業専従者のいる主業農家（平成15年：4,519千円）とも増加しました。

しかしながら、景気低迷のため他産業所得等を加えた農家総所得はいずれも減少（平成15年販売農家：7,365千円、同主業農家：7,477千円）しました。

- 農業産出額（農業粗生産額）においては、平成14年は2,726億円で、前年を1億円下回り、全般的な作付面積及び生産量の減少や農産物価格の低迷から、近年は2,700億円台で推移しています。

2 平成15年度の特徴的な動き

(1) 農作物等の異常気象災害

平成15年は、6月下旬から低温と日照不足が続き、8月になっても天候が回復せず梅雨明けが特定できないほどの異常気象となりました。このため、水稲を中心に果樹、野菜など農作物全般にわたり、生産量の減少や品質の低下など大きな被害を受け、その額が234億6千万円に及ぶ甚大なものとなりました。

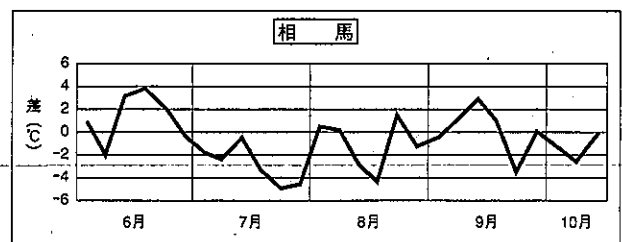
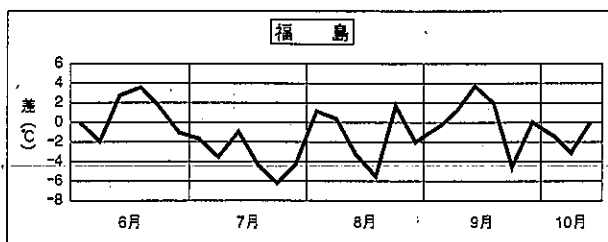
水稲については、低温の影響による出穂の遅れ（平年比5～12日の遅れ）、中通りの高冷地を中心とした障害不稔（不稔率13.8%）と穂いもちの多発等から、作況指数は89（浜通り81、中通り86、会津98）となり、その被害額は160億円で被害全体の68%を占める大きなものとなりました。

次いで、果樹被害が47億4千万円で全体の20%を占め、特にももでは果実軟化等から大きな被害となりました。

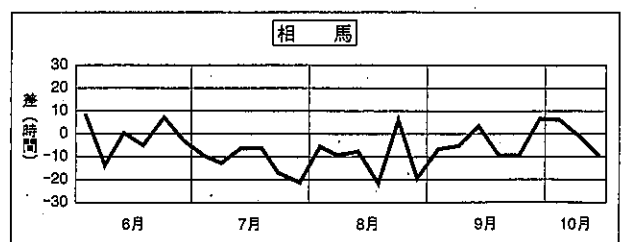
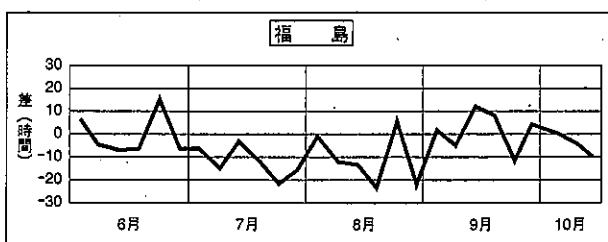
県としては、8月19日に「農作物等不順天候対策本部」を、9月9日には「農作物異常気象災害対策本部」を設置し、被害を最小限に抑える技術対策の徹底に努めるとともに、緊急病害防除等の収量確保対策や種子確保等の次年度以降の再生産確保対策、さらには資金融通等の経営安定対策などを実施し、被害の状況に即したきめ細かな支援に努めました。

今後は、この経験を十分に生かし、基本に立ち返った生産技術の徹底を図るとともに、園芸作物の施設化を一層進めるなど、気象の大きな変動にも対応し得る農業を構築していくことが重要です。

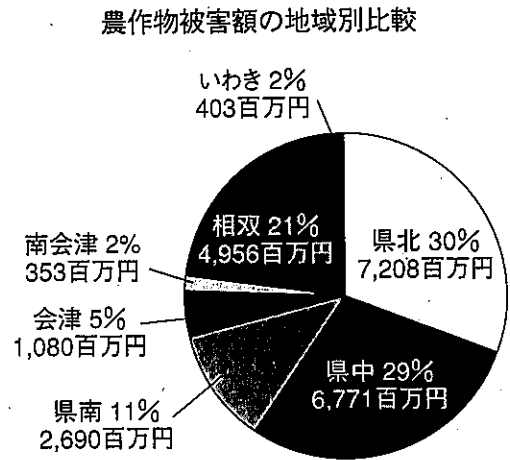
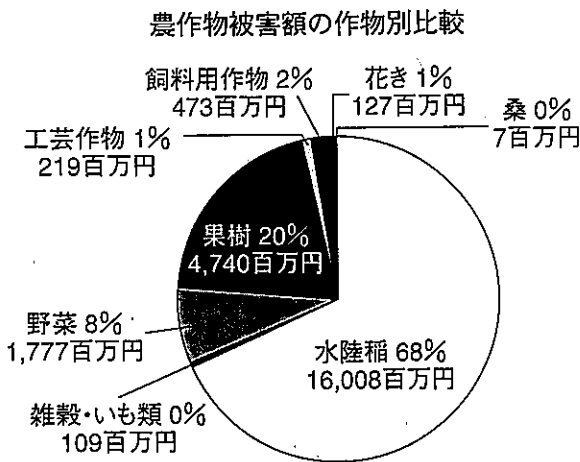
① 平成15年の平均気温平年差（福島及び相馬）



② 平成15年の積算日照時間平年差（福島及び相馬）



③ 県全体の農作物被害額〔総額23,460百万円〕



④ 県が講じた農業災害対策支援措置

項目	内容	容
収量確保等支援対策	穂いもち緊急防除対策	いもち病の追加防除に対する助成
	もも・なし緊急防除対策	もも（灰星病）、なし（黒星病）の追加防除に対する助成
	きゅうり・ピーマン・なす緊急防除対策	きゅうり（べと病等）、ピーマン（斑点病）、なす（灰色かび病）の追加防除に対する助成
	きゅうり・ピーマン・なす草勢回復対策	草勢回復対策として行う追肥に対する助成
	葉たばこ乾燥緊急対策	異常気象による葉たばこ乾燥の掛かり増し経費に対する補助
再生産確保等支援対策	優良種子供給対策事業	再生産のために水稲・大豆の優良種子を購入する経費に対する助成
	稲わら総合利用緊急対策	収穫が見込まれなかった稲わらの刈り取り等の経費に対する助成
	もも穿孔細菌病拡大防止対策	ももの穿孔細菌病対策として実施する追加防除に対する助成
	もも・なし樹勢回復対策	樹勢回復対策として行う追肥に対する助成
	園芸特産産地整備事業	被災したもも園の基盤整備と改植による園地の再整備に対する助成
	越冬用粗飼料確保対策事業	越冬用飼料の安定確保と安価供給のための同購入経費に対する助成
経営安定支援対策	天災資金融通対策事業	天災融資法の発動、激甚災害の指定により、経営等に必要な資金を融通
	農家経営安定資金融通対策事業	農家経営安定資金（小災害資金）に特別枠を新設し、必要な資金を融通
	制度資金の条件緩和措置	農業近代化資金、中山間地域活性化資金等において、農業者の減収程度などを勘案し、やむを得ないと判断される場合に法定期限の範囲内で条件を緩和

(2) 本県水田農業の再構築に向けた「水田農業改革アクションプログラム」の策定
国においては、「米政策改革大綱」に基づき、平成16年度から担い手が主役となる消費者重視・市場重視の米政策、水田農業政策への転換を図ることとなりました。

本県においては、この米政策改革を契機に本県農業の再構築を図るため、知事を本部長とし、米の生産から流通まで米に携わる26関係機関・団体に構成する「福島県水田農業改革推進本部」を設置し、今後の水田農業の改革に取り組む基本的方向や目標を明らかにするとともに、各種施策を関係者が一体となって体系的に展開するための「県内食料自給率100%（カロリーベース）」を目指した、「水田農業改革アクションプログラム」を策定しました。

このアクションプログラムにおいては、消費者に信頼される農産物の生産を通じた収益性の高い農業経営の確立と米の消費拡大、多様な担い手を中心とした活発な生産活動の展開による活力ある生産構造の確立を目指すこととしました。

今後は、アクションプログラムに掲げた目標の実現に向けて、各種施策を活用しながら、各地域で策定された「地域水田農業ビジョン」に基づく取り組みを積極的に支援し、地域の実情に応じた水田農業の再構築を図ることとしています。

●水田農業改革の目指すべき姿

(1) 収益性の高い農業経営の確立と米の消費拡大

ア 売れる米づくり

特色ある地域条件を生かし、多様なニーズに的確に対応できる生産体制の整備やトレーサビリティの導入などにより、安全・安心、高品質・良食味、低コスト等の売れる米づくりを目指す。

〈目標値〉

区 分	現 状 (H14)	目 標 (H19)
環境にやさしい米づくり	984ha (5,000 t)	51,900ha (258,300 t)
有機栽培	88ha	900ha
特別栽培	799ha	8,300ha
エコファーマーによる栽培	97ha	42,700ha
水稲直播栽培	911ha (4,200 t)	7,600ha (34,300 t)

注：() は生産量

イ 米の消費拡大

県産米のPR強化や旅館・レストラン等における県産米の利用等の地産地消の推進による米の消費拡大を図るとともに、児童・生徒のごはん食の普及拡大のため、米飯給食の実施回数全国一を目指す。

〈目標値〉

区 分	現 状	目 標 (H19)
米飯給食の週平均実施回数 (人数割)	2.8回 (H13)	4回
米の消費水準 (全国平均100)	111 (H11~H13平均)	115

ウ 地域振興作物の生産拡大

米に過度に依存した生産構造の転換を図るため、栽培施設を中心とした園芸産地の全県的拡大や土地利用型作物の大規模団地を中心とした生産体制の確立、県産大豆による県内需要の完全充足の早期実現を目指す。

〈目標値〉

区 分	現 状 (H14)	目 標 (H19)
野菜・花きの作付面積	16,266ha (3,673ha)	19,000ha (4,400ha)
施設面積	1,168ha	1,740ha
大豆の作付面積	3,810ha	9,000ha (5,900ha)
県内需要に対する充足率	9%	100%
飼料作物の作付面積	14,900ha (4,378ha)	18,000ha (5,700ha)

注1：() 内は転作田における作付面積で内数

注2：野菜・花きの施設面積の現状はH13

(2) 活力ある生産構造の確立

地域農業の再編により、認定農業者等多様な担い手を中心とした活力ある生産構造の確立を目指す。

区 分	現 状 (H14)	目 標 (H19)
認定農業者数 (人)	5,124	7,500
大規模稲作経営体数 (人)	13	700
意欲ある担い手への農用地利用集積面積 (ha)	42,414 (29,690)	83,500 (58,400)
認定農業者への農用地利用集積面積 (ha)	26,733 (18,713)	61,000 (42,700)

注：() 内は、水田の利用集積面積で内数

(3) 「食」の安全・安心の確保に向けた取組み

ア トレーサビリティシステムの導入促進等

食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中で、生産者と消費者の信頼関係の確保と、地産地消の推進に向けて、県青果物のトレーサビリティシステムの導入を促進するため、「福島県産青果物トレーサビリティシステム導入促進会議」での検討結果を基に、平成15年12月に「福島県産青果物トレーサビリティシステム導入基本指針」を策定しました。

さらに、この基本指針の普及定着を図るための研修会を開催するとともに、生産、流通、販売業者等のシステム導入を支援しました。

また、牛肉では、いわゆる牛肉トレーサビリティ法施行に先駆け、モデル的に「福島牛」の「出生情報」「生産者」「給与飼料」などの生産履歴情報を消費者に提供するトレーサビリティシステムを平成15年7月より導入し、「福島牛」の信頼確保に努めています。

●福島県産青果物トレーサビリティシステム導入基本指針の概要

1 導入主体と導入優先度

- ① 導入主体：生産者、生産団体、加工業者、流通業者、販売業者が、個別又は提携・協力して導入
- ② 導入優先度：取引先や消費者等から要望が強い青果物、生産量が多く本県の主要な青果物等について早期導入を目指す

2 必要情報の種類と蓄積

情報の種類を「問題発生時」と「通常時」ごとに定める

- ① 問題発生時：必要に応じて提供できる形態で情報を蓄積
- ② 通常時：消費者の要望に適切に対応できる情報の提供

3 情報の伝達手段と消費者への情報の提供方法

- ① 情報伝達手段：紙及び電子媒体の長所、短所を踏まえ、対象青果物の特性に応じ、コストや利用条件等を考慮し選択
- ② 情報提供方法：口頭説明、紙媒体、電子媒体の中から利用場面に応じて選択

4 コスト負担

- ① コストと利益を総合的に検討し、安価なシステムを目指す
- ② 業務の効率化や、鮮度・食味などの付加情報の提供による有利販売の推進により、コスト負担の軽減に努める

イ 本県初のBSE感染牛発生への対応

平成15年10月に、県内で肥育された牛が、国内で8例目のBSE感染牛であり非定型的なBSEであることが確認されました。

県としては、直ちに、BSE感染牛と同居していた牛の移動制限指示を行うとともに、「福島県BSE対策本部」を設置し、消毒などの防疫対策を講じたほか、情報の収集・提供による安全性の啓発など風評被害防止対策を速やかに実施しました。

このような中であって、消費者をはじめ生産、流通関係者の冷静な対応により、子牛・枝肉取引価格等への影響がなかったことにも見られるように、風評被害は生じませんでした。

また、発生農家においても、同居牛が殺処分対象牛にならなかったことなど最小限の影響にとどまりました。

ウ 国内での高病原性鳥インフルエンザの発生と本県の対応

高病原性鳥インフルエンザについては、東アジア地域におけるまん延状況を踏まえ、平成15年12月に「福島県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」を制定するとともに、養鶏農家等を対象とした講習会を開催するなど、発生予防及びまん延防止対策の指導等を行いました。

また、平成16年1月の79年ぶりとなる国内（山口県）での発生を受けて、直ちに県内養鶏農家への立入調査を実施し、感染予防や異常鶏の早期通報等を指導するとともに、関係部局で構成する「福島県高病原性鳥インフルエンザ連絡会議」を設置し、関係機関、団体との緊密な連携のもと、正確な情報の提供による安全性の啓発など、風評被害の拡大防止に努めました。

エ 「福島県農作物病虫害防除基準」の誤記載と対応

全国的な無登録農薬の不正使用に端を発し、平成15年3月に農薬取締法が改正され、農薬の不適正使用に対する罰則が定められるなど、農薬の使用は、これまで以上に厳格に行うことが必要となりました。

このような中、「平成15年版福島県農作物病虫害防除基準」に誤記載があり、生産者と流通関係者、さらには消費者に多大な迷惑を及ぼし、混乱を招く事態が発生しました。

県としては、この影響を最小限とするため、事実関係の速やかな公表・陳謝、誤使用のあった農産物の出荷停止や回収の要請などを行い、風評被害の防止と信頼確保に努めるとともに、影響を被った農業者等への補償を実施しました。

また、再発防止を図るため、編集段階でのチェック体制を整備した上で、今後の防除指針の策定に当たることとしました。「平成16年度版福島県農作物病害虫防除指針」については、「持続性の高い農業生産方式等の導入」に向け、多様な防除手段を組み入れた総合的防除、効率的防除、さらには農薬の安全かつ適正な使用の推進を大きな3つの柱として、安全な農産物の安定供給を図ることを目指し策定しています。

(4) 地産地消と農産物直売等の展開

平成14年から全庁的に取り組んでいる「地産地消」については、県産農産物の活用と販売促進のため、平成15年4月に「平成15年度農林水産部地産地消推進プログラム」を策定し、量販店に設置したインショップにおいて県産青果物の販売・PRに力を入れるとともに、農林水産ファンクラブによる消費者との交流など、様々な取り組みを展開しました。

特に、「食」の安全・安心を求める声が大きく高まる中で、生産者の顔が見える流通として、農産物直売の活動等が活発化しており、地産地消の推進にも大きく貢献しています。

今後とも、全県的な取り組みとなるよう推進する必要があります。

●地産地消に関する主な事業

ア 県産農林水産物の消費拡大

- ・ 県産青果物を販売するインショップの設置：県内14カ所
- ・ 県産間伐材を活用した小・中学校用机椅子の導入：1,084セット
- ・ ちびっこ“おいしいごはん”講座：延べ参加者人数188人
- ・ 「ごはんの日」PR、福島牛指定店の新規拡大 等

イ 消費者との交流促進

- ・ 『ふくしまの「食」と「農」を考えるフォーラム』の開催

開催日時：平成15年10月24日

開催場所：あいづ総合体育館

参加人数：約350人

- ・ うつくしま農林水産ファンクラブと生産者の交流会等
会員数：1,343名（平成16年3月末）

ウ 農産物直売所の展開

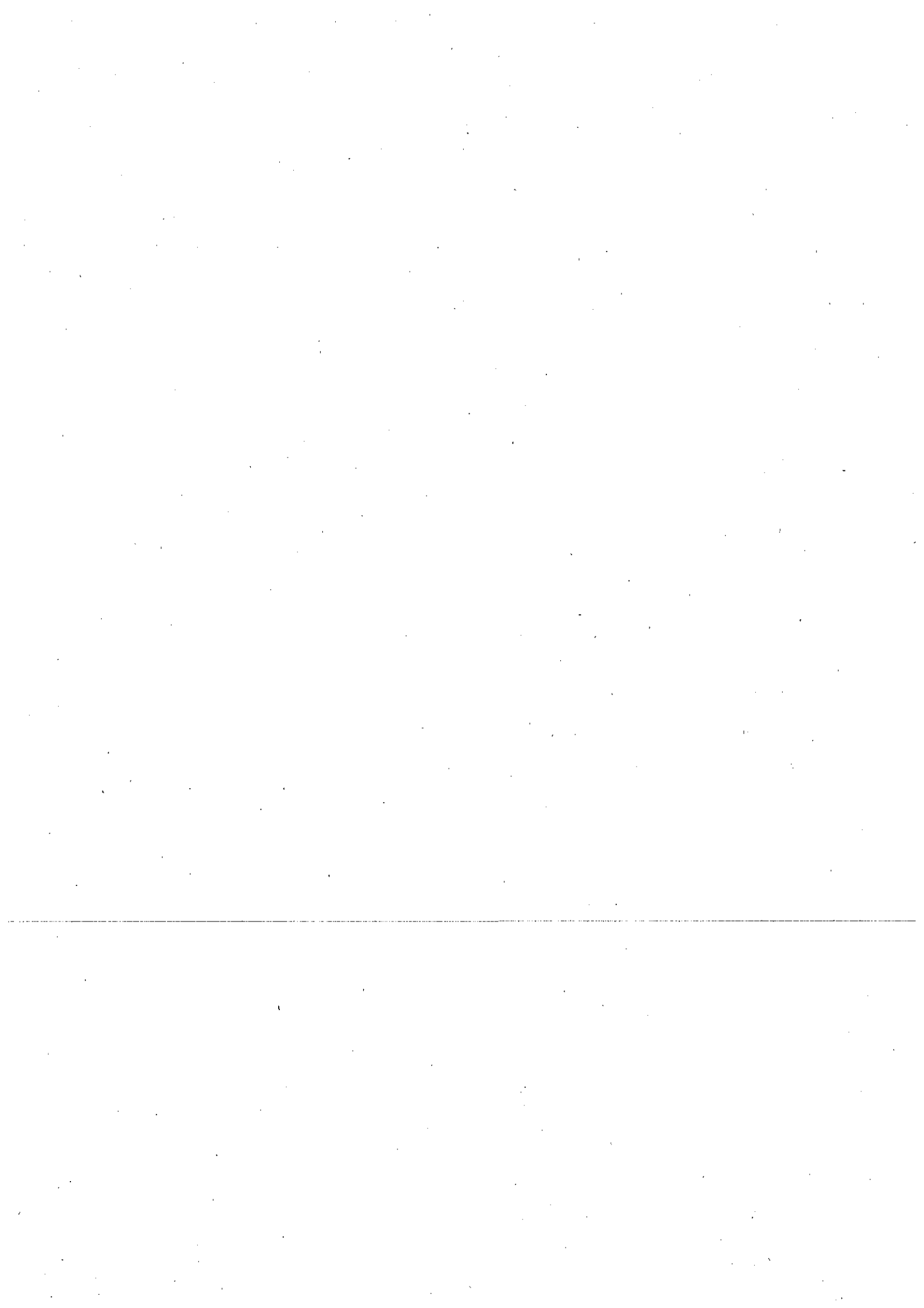
- ・ 地産地消の推進を図る上で、食の安全と安心の確保に対する消費者の関心が高まる中、「県産青果物トレーサビリティ導入促進対策事業」により県内3カ所の直売所でトレーサビリティシステムを導入しました。

農産物直売施設数： 212カ所（平成16年4月1日現在）

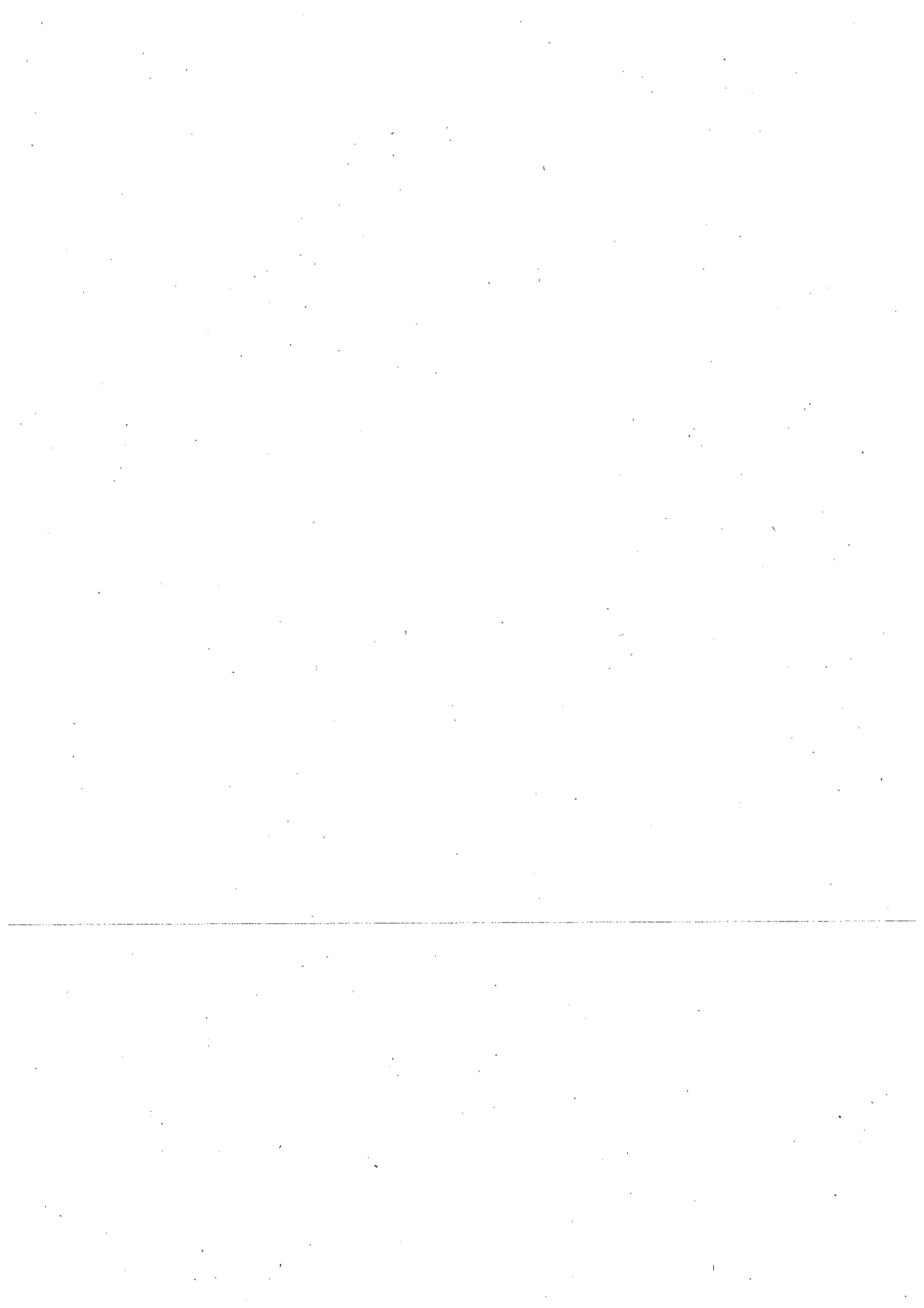
[197カ所（平成15年4月1日現在）]

農産物加工施設： 95カ所（平成16年4月1日現在）

[82カ所（平成15年4月1日現在）]



Ⅱ 農業及び農村の動向



1 平成15年度の農業及び農村の動向

「うつくしま農業・農村振興プラン21」では、平成11年度を基準年と設定しているため、農業及び農村の動向に関する傾向については、特段の記載がない限り、平成11年度を基準として記述している。

(1) 県全体の動向

ア 農業構造

① 農家数

平成15年の販売農家数は86,870戸、前年比98.1%となり、年々、減少しています。うち、主業農家は16.2%、準主業農家は29.0%、副業的農家は54.8%となっており、いずれも前年度と比較して減少しています。なお、65歳未満の農業専従者がいる主業農家は12,110戸となっています。

また、「農業経営基盤強化促進法」に基づく、効率的かつ安定的な農業経営を目指す「認定農業者」については、認定者である各市町村をはじめ関係機関及び県の一体的な取組みにより、年々、その数が増加しています。

総農家数等の推移

(単位：人、%)

項 目	平成11年(基準年)		平成13年		平成14年		平成15年		15/14
総 農 家 数	115,480		109,850		108,310		106,710		98.5
販 売 農 家 数 計	95,720 (100)		90,240 (100)		88,510 (100)		86,870 (100)		98.1
主 業 農 家 数	11,670(12.2)		15,260(16.9)		14,810(16.7)		14,100(16.2)		95.2
うち65歳未満の農業専従者がいる農家	10,190		12,960		12,470		12,110		97.1
準 主 業 農 家 数	22,810(23.8)		27,370(30.3)		25,910(29.3)		25,170(29.0)		97.1
副 業 的 農 家 数	61,240(64.0)		47,610(52.8)		47,800(54.0)		47,600(54.8)		99.6
経営耕地規模 0.5ha未満	12,380	12.9	15,320	17.0	14,910	16.8	15,220	17.5	102.1
面積農家数 0.5~3.0	75,840	79.2	67,070	74.3	65,850	74.4	64,010	73.7	97.2
〃 3.0ha以上	7,490	7.8	7,850	8.7	7,730	8.7	7,630	8.8	98.7
認 定 農 業 者 数※	4,001		4,549		4,892		5,124		104.7

※ 計は、ラウンドのため一致しない場合がある。

認定農業者数は毎年3月末日。なお、平成16年3月末日では、5,309人となっている。

② 農家人口及び農業就業人口

平成15年の販売農家における農家人口は423,150人となり、年々減少しています。

また、農業就業人口は142,120人と平成12年以降は減少傾向にあり、女性が過半を占めています。一方、65歳以上の割合は年々増加し、全体の58%を占めています。

農家人口（販売農家）の推移

（単位：人、％）

項目	平成11年(基準年)	平成13年	平成14年	平成15年	15/14
農家人口	487,670	442,610	433,090	423,150	97.7
農業就業人口	136,720	143,530	142,970	142,120	99.4
うち男性	58,620	60,740	60,530	60,330	99.7
男性の占める割合	42.9	42.3	42.3	42.5	+0.2pt
うち女性	78,100	82,790	82,440	81,790	99.2
女性の占める割合	57.1	57.7	57.7	57.5	-0.2pt
うち65歳以上	71,700	80,650	81,900	82,440	100.7
就業人口に占める65歳以上の割合	52.4	56.2	57.3	58.0	+0.7pt

③ 農業後継者

平成16年調査の新規就農者数は、県全体で160人となっており、内訳ではUターン就農者等の割合が高くなっています。

新規就農者数の推移

（単位：人）

項目	平成11年(基準年)	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	16-15
新規学卒者	45	28	24	29	45	16
Uターン就農者等	69	92	104	92	115	23
計	114	120	128	121	160	39

※ 調査基準日は、毎年5月1日。調査対象期間は、前年5月2日から当該年5月1日までの1年間である。

④ 農作業の受委託

平成12年農林業センサスにおける農作業の受委託状況は、農作業を委託した農家が51,276戸（販売農家全体の約56％）となっており、農作業を受託した農家数は8,185戸となっています。

なお、作業受託組織数も増加傾向にあり、全体として、農作業の受委託は進んでいます。

⑤ 農地の利用集積

平成15年の農用地の利用集積面積は45,544haで、前年に比べて3,131ha増加しました。そのうち、認定農業者への利用集積面積は28,790ha（前年比2,057ha増）で、年々増加しています。

農用地の利用集積

（単位：ha）

	平成11年(基準年)	平成13年	平成14年	平成15年
農用地利用集積面積	46,870	42,653	42,413	45,544
うち認定農業者への集積面積	23,145	25,501	26,733	28,790

⑥ 耕地面積

平成15年の耕地面積は、155,300haで、前年に比較し900ha程減少しており、減少傾向が続いています。

耕地面積の推移

(単位：ha)

項	目	平成11年(基準年)	平成13年	平成14年	平成15年	15/14
	田	112,000	110,800	110,300	109,600	99.4
普	通 畑	33,300	32,700	32,400	32,200	99.4
樹	園 地	8,610	8,130	7,800	7,790	99.9
牧	草 地	6,020	5,720	5,630	5,620	99.8
	計	160,000	157,400	156,200	155,300	99.4

※ 計はラウンドのため一致しない。

⑦ 耕作放棄地

平成12年農林業センサスにおける耕作放棄地の面積は、15,651haとなっています。

この耕作放棄地を含めた遊休農地の農業的利用や非農業的利用など多角的な対策が必要であることから、「福島県遊休農地活用に関する基本方針(平成8年6月策定)」に基づき、中山間地域等における遊休農地の活用、拡大抑制等の各種施策を展開し、平成15年度事業においては、80haの遊休農地の活用を図りました。

イ 農用地の整備

平成15年の耕地整備済の面積は、田が71,392haで整備率65%、畑は16,631haで整備率36%となっており、田畑計では57%の整備率となっています。

また、田の整備のうち、稲作経営の体質強化策の一環として、近年、積極的に推進している大区画ほ場(一区画が1ha以上のほ場)については、整備済面積が2,422haとなっています。

農用地の整備

(単位：ha、%)

項	目	平成11年(基準年)	平成13年	平成14年	平成15年	15/14
整備済みの田の面積(整備率)		69,671(62)	70,803(64)	71,109(64)	71,392(65)	100.4
※うち大区画ほ場整備面積		1,952	2,266	2,349	2,422	103.1
整備済みの畑の面積(%)		16,480(34)	16,574(36)	16,614(36)	16,631(36)	100.1
整備済みの田畑の面積(%)		86,152(54)	87,377(56)	87,724(56)	88,023(57)	100.3

※ 計はラウンドのため一致しない。

ウ 農家経済

平成15年の、本県の販売農家1戸当たりの農業所得は1,052千円(前年比11.8%増)で、4年ぶりに1,000千円を上回りました。これは、昨年の異常気象により米の収穫量は減少したものの、販売価格が上昇したことによります。

また、農外所得（3,998千円）と年金・被贈等の収入を加えた農家総所得は7,365千円で減少傾向にあります。

一方、65歳未満の農業専従者のいる主業農家でみると、平成15年の農業所得は4,519千円と前年に引き続き増加しましたが、農外所得と年金・被贈等が減少したことにより、農家総所得は減少し7,477千円となりました。

農家所得

(単位：千円、%)

		平成11年(基準年)	平成13年	平成14年	平成15年	15/14
販売農家1戸 あたり平均	農業所得	1,081	962	941	1,052	111.8
	農外所得	5,245	4,762	4,413	3,998	90.6
	年金・被贈等	1,998	1,960	2,169	2,315	106.7
	農家総所得	8,324	7,683	7,523	7,365	97.9
	農業依存度	17.1	16.8	17.6	20.8	-
65歳未満の農業 専従者がいる 主業農家	農業所得	4,767	4,003	4,297	4,519	105.2
	農外所得	1,091	1,142	1,135	1,042	91.8
	年金・被贈等	1,609	1,820	2,262	1,916	84.7
	農家総所得	7,557	6,965	7,694	7,477	97.2
	農業依存度	80.1	77.8	79.1	81.3	-

エ 農業生産

① 農作物作付面積

農作物の合計作付面積は年々減少傾向にあり、小麦以外はいずれの作物も前年を下回り、平成15年は132,600haとなりました。小麦は前年と比べて132.9%の577haに増加しました。

田畑別では、田に比べ、畑における減少割合が高くなっています。

主要農作物の作付面積の推移

(単位：ha)

作物	平成11年(基準年)	平成13年	平成14年	平成15年	15/14
水 稲	82,300	80,800	80,500	80,200	99.6
小 麦	95	279	434	577	132.9
大 豆	3,640	3,800	3,810	3,710	97.4
そ ば	3,490	3,800	3,920	3,740	95.4
野 菜	16,333	15,922	15,512	15,195	98.0
果 樹	8,370	8,060	7,800	7,720	99.0
花 き	792	752	754	727	96.4
工 芸 農 作 物	2,180	1,900	1,820	1,737	95.4
農作物作付面積合計	139,000	135,800	134,000	132,600	99.0
うち 田	97,900	97,000	96,300	95,400	99.1
うち 畑	41,100	38,800	37,700	37,200	98.7

※「野菜」は、いも類を含む。

② 耕地利用率

耕地利用率は年々低下しており、平成15年は85.4%と前年と比べて0.4ポイント低下しています。また、田に比べ畑の利用率が低下しています。

耕地利用率の推移

(単位：%)

	平成11年(基準年)	平成13年	平成14年	平成15年
田	87.4	87.5	87.3	87.0
畑	85.6	83.3	82.1	81.6
計	86.9	86.3	85.8	85.4

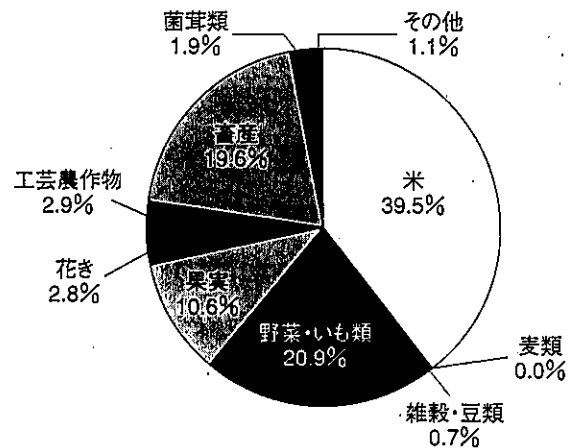
③ 農業産出額（農業粗生産額）

平成14年の本県の菌茸類を含む農業産出額は2,726億円と、前年に比べ1億円減少しました。

これは、一部野菜での価格上昇、BSEの発生により控えられていた肉用牛の出荷頭数が増加に転じたなどプラス要因はあるものの、米の生産量の減少及び価格の低下や、りんご及びももの生産量の減少などマイナス要因が上回ったことによるものです。

平成12年以降、農作物作付面積や収穫量の減少、さらには米をはじめとする農産物価格の下落などにより、農業産出額は2,700億円台にとどまっています。

平成14年農業産出額の作目別割合



※ 平成15年の農業産出額は公表されていない。

農業産出額の推移

(単位：百万円、%)

項目	平成11年(基準年)		平成13年		平成14年		14/13
米	118,790	41.5	110,181	40.4	107,659	39.5	97.7
麦類	130	0.0	121	0.0	130	0.0	107.4
雑穀・豆類	2,050	0.7	2,023	0.7	2,018	0.7	99.8
野菜・いも類	55,960	19.5	56,790	20.8	57,043	20.9	100.4
果実	31,080	10.8	29,504	10.8	28,907	10.6	98.0
花き	8,110	2.8	7,892	2.9	7,590	2.8	96.2
工業農作物	8,440	2.9	8,134	3.0	7,787	2.9	95.7
畜産	52,730	18.4	50,308	18.5	53,590	19.7	106.5
菌茸類	6,170	2.2	4,949	1.8	5,040	1.8	101.8
その他	3,040	1.1	2,757	1.0	2,796	1.0	101.4
計	286,500	100.0	272,659	100.0	272,560	100.0	100.0

※ 計は、ラウンドのため一致しない場合がある。

なお、「その他」に含まれるものは、養蚕、種苗及び加工農産物である。

オ 農畜産物の生産動向

① 稲

ア 生産動向

平成15年の水稻の作付面積は、県全体で80,200ha、収穫量は377,700 t、10 a 当たり収穫量は異常気象の影響で471kg（平年収量532kg/10 a）でした。

品種別作付面積の割合は、コシヒカリが61.9%、ひとめぼれが24.3%と、この2品種で全体の85%以上を占めており、良食味の銘柄品種に作付が集中しています。

また、本県が育成した新品種「ふくみらい」は本格的栽培が2年目となり、約1,400haの作付面積となりました。

なお、稲作農家のうち、5 ha以上（作業受託面積を含む）を経営する大規模稲作農家数は946戸（前年比12戸増）まで増加しました。

イ 水稻の作柄

平成15年の水稻の作柄は、異常気象の影響により出穂の遅れ、障害不稔や穂いもちが多発し作況指数は89となりました。地域別では、中通りが86、浜通りが81、会津が98で、特に中通りと浜通りで平年を大きく下回りました。

（全国：90、東北：80）

また、平成15年産米については、異常気象の影響で収穫量が減少したことなどによって価格が上昇し、中通りコシヒカリの平均入札指標価格は21,336円/60kg（前年比127.1%）となりました。

ウ 直播栽培

水稻の直播栽培面積は年々拡大し、平成15年は、県全体で1,007ha（前年比39ha増）の作付面積となりました。

エ 労働時間

平成15年の10 a 当たりの投下労働時間は、28時間（基準年比90.5%）と省力化が進んでいますが、平成15年は作柄不良によって収量が低下し脱穀・調整の時間が減少したことから、前年比95.4%と大きく減少しました。

② 麦類（小麦）・豆類（大豆）・そば

ア 麦類（小麦）

平成15年の小麦の作付面積は、前年と比べて133%の577haに拡大するとともに、収穫量も前年比126%の1,060 t と増加しました。

最近では、生産集団等が地元産の小麦を使った加工品（うどん等）の生産・販売に取り組む例が見られます。

(イ) 大豆

平成15年の大豆の作付面積は、前年比97%の3,710haで、10a当たり収量は天候不順により127kg（前年比94%）にとどまり、収穫量は前年比92%の4,710tとなりました。

流通量（検査数量）は、ほぼ前年並みの900tに止まりましたが、基準年の193tと比較すると4.7倍と大きく増加しており、県産大豆100%の豆腐、味噌等の加工製品が販売されるようになりました。

(ウ) そば

そばは、会津地方を中心に作付されていますが、平成15年の作付面積は前年比95%の3,740ha（北海道に次ぐ全国第2位）で、収穫量は播種後の天候の影響により前年比71%の1,800tにとどまりました。

一方、品質向上のため、会津地方を中心に優良系統の作付けや排水対策の徹底などの取組みが見られています。

③ 野菜

(ア) 全般

平成15年のいも類を含む野菜の延べ作付面積は、前年比98.0%の15,195ha、基準年と比べると93%と減少傾向にありますが、栽培技術の向上や技術革新等により、収穫量はほぼ横這い状態となっています。

また、平成15年の平均販売価格は310円/kg（前年比97.0%）ですが、平年（309円/kg）と比較し横這い状態となっています。

(イ) 果菜類

本県の野菜生産の柱であるきゅうりやトマト等の果菜類の作付面積は、前年比96.8%で、基準年と比べると89.4%と減少傾向にありますが、農家段階での出荷労力の軽減を図るため、JA等の大型選果場を利用した出荷が行われています。

また、平成15年の収穫量は、異常気象の影響によりきゅうりやナス等で草勢低下、果実肥大の遅れや病害虫が発生し、前年比92.6%の113,240tと減少しました。

(ウ) 葉茎菜類

葉茎菜類は、作付面積全体では前年比94.0%、基準年比96.0%と減少していますが、ブロッコリー、レタス、アスパラガスは増加傾向にあります。特に、相双地方では標高差を利用したブロッコリーの出荷期間の拡大が進み、作付面積は増加しています。

また、平成15年の収穫量は前年比95.9%の72,145tと減少しました。

(二) 根菜類

ばれいしょ、だいこん、にんじんなどの根菜類は、前年比95.7%、基準年と比べると88.7%と減少傾向にあります。

④ 果樹

(ア) 全般

平成15年の果樹の栽培面積は、前年比99.0%の7,720ha、基準年と比べると92.2%と減少傾向にあります。

(イ) もも

ももの栽培面積は1,740haで、前年に比べて98.9%、基準年と比べると94.6%と減少傾向にあります。山梨県に次いで全国第2位の地位を維持しています。

収穫量は、異常気象の影響で特に中生種以降の品種において、果実の軟化、着色不良、糖度不足などの品質低下が著しく、前年比81.7%の26,800 t と大幅に減少しました。

また、平成15年の平均販売価格は308円/kg（前年比84%）で、平年（356円/kg）と比較して87%となっています。

本県は、「あかつき」等の中生、「川中島白桃」や「ゆうぞら」などの晩生品種が主となっていますが、早生、中晩生品種の計画的な導入も図られています。

(ウ) りんご

りんごの栽培面積は、1,650haと前年に比べて97.6%、基準年と比べると83.8%と減少傾向にあります。

全国的には青森県が栽培面積の約半分を占め、本県は第6位となっています。

収穫量は、前年比99.7%の38,600 t で、基準年に比べると4.0%増加しています。

品種では「ふじ」が65%を占めていますが、着色が早く早期収穫が可能な「優良着色系ふじ」への改植が進んでいます。

(エ) 日本なし

日本なしの栽培面積は、前年比99.2%の1,240ha、基準年と比べると94.7%と減少傾向にあります。

収穫量は、前年比98.1%の25,700 t となっています。

品種では「幸水」、「豊水」などの赤なしを主体としており、全国的には「遅場（おそば）産地」として位置付けられています。

⑤ 花き

(ア) 全般

平成15年の花き栽培面積は、前年比96.4%の727haと減少しています。

(イ) 切花類

花き全体の81%を占める切花類は、きくが125ha（前年比3ha減）、宿根かすみそうが65ha（前年比1ha減）、りんどうが41ha（前年比1ha減）、トルコギキョウが30ha（前年比3ha増）となっています。

トルコギキョウは安定した消費に支えられ、やや増加傾向にあります。きくは生産者の高齢化等の影響で減少傾向にあります。

(ウ) 鉢物類

シクラメンやプリムラ等の鉢物類の栽培面積は、前年比で3ha増加の40haとなり、やや増加傾向にあります。

近年は、ガーデニングブームなどの影響で消費者ニーズが多様化しており、栽培品目が増加傾向にあります。

⑥ 工芸農作物及び養蚕

(ア) 葉たばこ

葉たばこは、阿武隈地域をはじめとする中山間地域の基幹作物となっていますが、平成15年の作付面積は1,650ha（前年比95.9%）と年々減少しています。

(イ) こんにゃく

こんにゃくは、東白川地方や福島市、いわき市等の中山間地域を中心に主要な畑作物として栽培されてきましたが、安価な外国産の輸入による価格の低迷等により、作付面積も年々減少し、平成15年の栽培面積は45ha（前年比90%）となっています。

(ウ) 薬用人参

薬用人参は会津地方で栽培され、全国一の産地となっていますが、作付面積は年々減少し、平成15年は42ha（前年比85.7%）となっています。

なお、平成14年からは、本県育成品種「かいしゅうさん」の種子供給が開始され、一層の高品質化が期待されています。

(エ) 養蚕

養蚕は、繭価の低迷や生産者の高齢化等により年々減少し、平成15年の集繭量は79t（前年比95.2%）となっています。

近年では、一部の産地において、需要者ニーズに応じた特色ある繭の生産が行われているほか、桑の葉を利用したお茶や桑の実ジャム等の新たな用途開発の取組みが行われています。

また、天蚕（てんさん）については、農業試験場梁川支場において飼育技術が確立されるとともに、繭からのタンパク質（フィブロイン）抽出技術及びこれを用いた化粧水の製造に関する特許開発により、新しい用途として注目されており、県内における飼育の普及と技術向上に努めています。

⑦ 畜産

ア 乳用牛

平成15年度（平成16年2月1日現在、以下同じ）の乳用牛飼養戸数は777戸（前年比33戸減）、飼養頭数は22,500頭（前年比500頭減）と減少傾向にありますが、1戸当たりの飼養頭数は年々増加し29.0頭（前年比0.6頭増）となっています。

イ 肉用牛

平成15年度の肉用牛飼養戸数は5,730戸（前年比410戸減）、飼養頭数は86,000頭（前年比3,600頭減）と減少傾向にありますが、1戸当たりの飼養頭数は年々増加し15.0頭（前年比0.4頭増）となっています。

ウ 豚

平成15年度の豚飼養戸数は、199戸（前年比12戸減）、飼養頭数は230,900頭（前年比4,300頭増）と減少傾向にありますが、1戸当たりの飼養頭数は増加傾向にあり、全国平均を上回って1,160頭（前年比86頭増）となっています。

エ 採卵鶏

平成15年度の採卵鶏飼養戸数は、72戸（前年比3戸減）、成鶏めす飼養羽数は355万4千羽（前年比2万8千羽減）、1戸当たりの飼養羽数は約4万9千羽と全国平均の約1.5倍となっています。

オ プロイラー

平成15年度のプロイラー飼養戸数は前年と同様の58戸、飼養羽数は138万羽（前年比11万2千羽増）、1戸当たりでは2.4万羽となっています。

カ 飼料作物

飼料作物の作付面積は、減少傾向にあり、平成15年は、前年比1.3%減の14,700haとなっており、その内訳としては、牧草類が約8割、青刈りとうもろこしが2割弱となっています。

また、異常気象の影響により、牧草類、青刈りとうもろこし及びソルゴーの収穫量が減少するとともに、乾草やサイレージの品質が低下しました。

⑧ 菌茸類

平成15年の栽培きのご類の総生産量は、ほぼ前年並みの5,791 t となりました。

全体の56%を占める生しいたけの生産量は前年比103%の3,264 t、うち菌床栽培の割合は66%（前年比2ポイント増）と、年々、原木から菌床へのシフトが進んでいます。

また、なめこは、前年比102%の1,810 t の生産量となっています。

(2) 地方の動向

ア 県北地方

『21世紀をになう果樹を主体とした都市近郊型園芸複合産地』を目指し、「環境にやさしい農業の推進」「遊休桑園等の利用促進」「家族経営協定の普及」等を中心に展開しました。

環境と調和のとれた園芸産地の確立に向けて、薬剤を使わない蒸気土壌消毒機を使用したスプレーギク栽培や、「誘蛾灯（電撃殺虫器）」により桃の害虫であるコガネムシ類の防除等に取り組み、エコファーマーも140人まで増加しました。

一方、遊休農地の解消を図るため、保原町では観光わらび園の開設、白沢村では花も実も楽しめる作物を栽培して農地を積極的に活用する『福舞里（ふぶり）構想』の推進等に取り組みました。

さらに、市町村、JA等の農業者団体と連携しながら、魅力ある農業経営・農家生活を目指した家族経営協定を推進し、166組の協定が締結され、女性農業者の経営参画を促進しました。

～生ゴミを有機資源として活用した

循環型環境リサイクル事業の取り組み～

二本松市、大玉村において、國分農場(有)、JAみちのく安達二本松有機農業研究会及び岳温泉旅館組合で組織した「あだたら環境研究会」が、旅館から出される食品残さのたい肥化と、そのたい肥を利用して生産した有機野菜を旅館に供給する循環型環境リサイクル事業を展開しています。

旅館等から年間約150 t 排出される食品残さは、約75 tのたい肥となり有効活用されています。

また、県北地方の「うつくしま農林水産ファンクラブ」の活動である「けんぼく いいもの見つけ隊がいく！」で、親子参加によるJAみちのく安達二本松有機農業研究会での有機野菜の収穫体験や國分農場(有)でのたい肥づくりを見学し循環型農業のPRを推進しました。

イ 県中地方

「高速交通体系を活用した農林業の振興」と「生き生きとした阿武隈の里づくり」の実現に向け、農業生産の振興、快適な農村空間の形成等の施策を中心に取り組みました。

認定農業者については、農業経営改善支援センターとの連携による巡回指導や販売の多チャンネル化、農業の6次産業化等に関する経営体育成講演会の開催及び、認定農業者を対象に戸別訪問による意向調査を行うなど各種支援活動を実施し、15年度までの認定者は1,114人となりました。

また、食品の安全性や環境の保全に対する関心が高まるなか、農業の持つ自然循環機能を維持・増進させながら、減農薬・減化学肥料体系を確立するため、啓発活動や説明会を開催し、平成15年度には511人のエコファーマーを認定するなど、環境保全型農業の推進に努めました。

～石川地方における地域内有機物循環のシステム化と環境保全型農業～

石川地方は、県内有数の畜産産地であり、家畜排せつ物を有機性資源としていかに活用するかが重要な課題となっています。

このため、JA等関係機関と連携して家畜排せつ物のたい肥化に積極的に取り組むとともに、耕種農家でたい肥の利用促進と土づくりを推進しました。また、JAや町村で組織する「石川地方農業振興協議会」で話し合いの場を積極的に設け、合意形成に取り組んだほか、畜産農家51戸が掲載された「石川地方たい肥マップ」を作成し全農家へ配布しました。

その結果、たい肥や稲わら等を利用した農産物の産地化が促進され、たい肥利用と減農薬栽培の「あぶくま太陽米」(1,649ha)、特別栽培の「とまき米」(17.6ha)、減農薬・減化学肥料栽培の「あぶくま安心野菜」(43.1ha)などの生産が拡大したほか、農業用廃プラスチックの適正処理(94t)などの成果が出てきており、地域内有機物の循環システム化や環境保全型農業の推進が図られました。

ウ 県南地方

『21世紀をリードする力強い農業 豊かな農村 in “しらかわ”』を目指し、「水田農業改革の推進」、「園芸産地の育成・強化」等の施策に取り組みました。

水田農業改革の推進については、大信村の水稲直播栽培ほ場において、稲発酵粗飼料の収穫調整実演会を開催し、稲発酵粗飼料の利用促進を図りました。県南地方全体の稲発酵粗飼料作付面積は、前年度の0.4haから17.25haへと大幅に増加しました。

また、園芸産地については、表郷村・泉崎村において低コスト耐候性ハウスを7棟(12,456㎡)導入し、施設整備費の縮減による低コスト高品質トマトの生産、周年出荷体制を強化しました。特に、立地・交通条件を生かした園芸産地づくりが進み野菜の産出額は年々増加し、平成14年においては81億4,100万円となるなど、県南地方の農業産出額目標438億円の達成を目指し、市町村・JA・生産者等と連携しながら農業の振興を図っています。

～女性農業者が元気に活動「白河市あぐりふれんず直売会」～

「白河市あぐりふれんず直売会」は、農業経営者会議の女性部として、直売活動を通して地域農業の振興に意欲的に取り組んでいる組織で、農村女性の社会参画が高く評価され、第44回福島県農業賞(農村女性部門)を受賞しました。

直売所では、会員自ら生産した野菜・果物・米など新鮮で安心・安全な農産物の販売ばかりでなく、漬け物、ケーキ類、もちなどの加工品も販売しているほか、季節の野菜などを詰め合わせた宅配セットの販売にも取り組み、市内だけでなく県外にも白河の農産物を広めています。

また、直売所の運営に当たっては、視察研修や月1回の定例会によって会員の意識統一や、アンケート調査を行い消費者ニーズへの的確な対応に努めるなど、運営の改善に前向きに取り組んでおり、東京で実施する「白河フェア(市主催)」や市内の各種イベントにも積極的に参加し、県内外への白河農産物のPRにも貢献しています。

これらの活動が認められ、会員の中から白河市初の女性農業委員や、公設市場の運営協議会委員が選出されるなど、女性の社会参画にも大きな役割を果たしています。

エ 会津地方

『美しい自然と豊かな資源を生かした「新しい世紀の会津農業」』を目指し、「水田農業の確立と園芸作物の振興」「環境に配慮した循環型農業と安全安心な農作物供給」「農業と観光の連携強化」等を中心に施策を展開しました。

会津地方における基幹作物である水稲について、稲作の低コスト・省力化を図るため「直播栽培」の普及を推進し、平成15年度の直播取り組み面積は535haとなりました。また、小麦、大豆、アスパラガスなどの土地利用型作物の作付が拡大しました。

一方、食の安全・安心への関心が高まるなか、持続性の高い農業生産方式の導入を積極的に推進した結果、エコファーマーが244人（前年比50人増）となりました。

さらに、都市と農村との交流促進を図るため、市町村及び実践団体等と連携し「会津地方グリーン・ツーリズム推進会議」を設立、ガイドブック作成による首都圏への情報発信や農家民宿の推進について検討するなど、会津地方におけるグリーン・ツーリズムを推進しました。

～水田農業のモデル集落《会津坂下町 谷地生産組合》～

会津坂下町の谷地集落は、国営・県営かんがい排水事業及び県営ほ場整備事業の実施を契機に、将来の集落営農ビジョンを策定し、「集落の農地は集落で守る」の基本理念により集落活動を進めてきました。

この結果、全農家が参加した「広瀬谷地営農改善組合」と9人の担い手で構成する「谷地生産組合」を組織し、集落内の農用地集積や農業機械の共有化を図りながら効率的な農業生産の仕組みづくりを推進してきました。

具体的には、集落内の水稲基幹作業と転作作物の全作業を請け負い、「一集落一農場」方式による効率的な営農を行い、また、直播栽培や減農薬栽培の導入、余剰労働力を活用したアスパラガスの栽培・直売等に取り組んでいます。

現在、「谷地生産組合」を法人化する方向で検討しており、集落営農の担い手及び水田農業改革のモデル的な集落となっています。

また、このような活動が評価され、平成15年度全国土地改良事業地区営農推進優良事列表彰で、農林水産大臣賞を受賞しました。

オ 南会津地方

『豊かな自然を生かした園芸産地とやすらぎの里づくり』を目指し、「担い手の育成」、「水田農業の確立」、「園芸産地の育成」、「グリーン・ツーリズムの推進」等を中心に施策を展開しました。

家族経営協定については、町村、JA等と連携しながら推進し、新たに9戸で協定が締結され、合計22戸となるなど、女性農業者等の経営参画が促進されました。

また、集落ぐるみで「直播栽培」に取り組み、前年（20ha）の倍以上の55haとなり、稲作の低コスト化・省力化が図られました。

一方、園芸産地については、トマト共同選果施設の整備を行うとともに、パイプハウスや灌水施設、動噴機等の整備や高度技術を導入することで、トマトやアスパラガス等の野菜、りんどうや宿根カスミソウ等の花きの産地拡大を図りました。

さらに、「インストラクター養成研修会」や「グリーン・ツーリズム推進大会」を開催し、グリーン・ツーリズムへの啓発や、関係者同士の連携を図りました。

～南郷トマト生産組合員全員がエコファーマーに～

南会津地方のトマト栽培は、昭和37年、南郷村で14人の有志が取り組んだのが始まりですが、昼夜の気温差が大きい南会津地方の気候がトマト栽培に適していることから、今では南会津のほぼ全域で栽培されております。

また、南会津地方のトマトは、栽培が始まった南郷村にちなんで「南郷トマト」の愛称で呼ばれており、「南郷トマト生産組合」を通じて主に首都圏や大阪方面に出荷され、「南郷トマト」ブランドとして定着しております。

このような中、「南郷トマト生産組合」では、自然環境に対する負荷を出来るだけ軽減する環境にやさしい農業を推進することで、消費者からより一層信頼されるトマト産地として発展するため、平成15年7月2日に、組合員全員（132人）が、夏秋トマトでエコファーマーの認定を受けました。

今後は、たい肥等による土づくりと化学肥料・農薬の2割以上の低減を一体的に行う栽培により、安全・安心なトマト産地として一層発展することが期待されています。

カ 相双地方

「温暖な気候を生かした21世紀の多彩な農業」を目標に、地域特性を生かした農業振興施策を展開し、カボチャ、ブロッコリー、トルコギキョウ等の戦略作物をはじめ、大豆、飼料作物の作付が順調に拡大しました。

特に、小麦の作付面積は100haを超え、地元産小麦を使用したうどんの販売、地元の菓子業者と連携した商品開発等の地域ぐるみの取り組みも進んでいます。

また、農業経営の法人化、家族経営協定の普及、地域営農システムの構築等を推進し、家族経営協定、農業生産法人、農作業受委託組織が増加しています。

一方、フェロモン剤を使用したナシの栽培が相双管内の全てのナシ農家で取り組まれるとともに、エコファーマーが増加（147人：平成16年3月末現在）するなど、地域ぐるみで「環境にやさしい農業」の展開が図られています。

さらに、県内の加工施設としては初めて、「ふたば夢工房企業組合」が企業組合として設立されるなどアグリビジネスや地域活性化の活動も進んでいます。

今後は、より一層相双地方の地域特性を生かした農業振興を図るため、「水田農業アクションプログラム」に基づく地域農業の担い手育成や土地利用型農業推進等による農業生産の拡大などに取り組みます。

～相馬地方農産物直売所連絡会議の発足～

自家生産する農産物の高付加価値化を目指し、農産物直売や加工販売活動を経営の一部に取り入れている農家が増加していますが、農産物直売活動に取り組む女性や高齢者の情報収集の機会が少ないのが現状です。

このため、平成15年度は農産物直売所関係者を対象に、「農薬の適正使用」及び「農産物の表示」をテーマに研修会を開催しました。

研修会への出席率は高く、参加者は積極的に研修に取り組むなど、直売活動に対する意欲が盛り上がる中で、相馬地方37カ所の農産物直売所のネットワーク化を呼びかけたところ、19から参加の申し出があり、平成16年3月19日に「相馬地方農産物直売所連絡協議会」が設立されました。

今後は、直売所間の連携を強化するため、年2回の情報交換会を実施するとともに、消費者ニーズへ迅速に対応するため年2回の研修会を開催する予定で、会員からは、イベントの共同開催の提案がなされるなど、農産物直売活動の多様な方向への広がりが期待されます。

キ いわき地方

『サンシャインいわき・山嶺（みね）から洋（うみ）につながる農業の展開』をキャッチフレーズに、「担い手の育成・確保」と「農用地の合理的利用」、「地産地消の推進」を中心に施策を展開しました。

担い手については、三和町中寺地区において、新たな生産組織「中寺アグリ」が平成15年12月に設立されました。「中寺アグリ」は、これまであった二つの生産組織を統合した組織で、水稻と大豆の作業受託を統一的に行うことにより、集落営農の発展に大いに貢献しており、平成15年度は16.1haの農地が利用集積されました。

地産地消については、地元間伐材を利用したデリネーターをいわき農林事務所が中心となって開発しました。開発にあたっては、耐久性と低コスト、実用性を重視した試作・検討を平成15年5月から7月まで行い、農林事務所の外、建設事務所、いわき市など関係機関の事業に約1,900本が使用されました。

～大豆生産を中心とした集落営農～

三和町^{わたど}渡戸地区では、経営の合理化や農地の集積を進めるため、平成11年度から経営体育成基盤整備事業によりほ場整備を実施するとともに、担い手として「^{わたど}渡戸地区生産組合」を平成12年4月に結成し、稲作よりも高い所得の実現と将来の産地化を目指して、いわき市内で初めて販売用大豆の生産に取り組みました。作付面積は、平成15年度には12.6haとなり、初年度の9.2haから徐々に拡大が図られています。

播種、肥料散布、刈り取りなどの主要作業は「担い手」が、耕耘などの補完作業は一般組合員が行うことで作業の効率化を図りました。

また、必要な機械の整備は、県や市の補助事業等を活用して順次導入しており、平成15年度は、粒径選別機、色彩選別機、循環型乾燥機を導入しました。なお、これらの機械は、他地区の生産組合と共同で使用し、有効活用を図っています。

「^{わたど}渡戸地区生産組合」の取り組みは、市内における大豆栽培のモデルになるとともに、市内豆腐製造業者、農産物加工グループなどと連携して、地産地消の推進や需要拡大にも貢献しており、今後も一層の活躍が期待されます。

2 農業及び農村の振興に関する基本計画の進捗状況

(「うつくしま農業・農村振興プラン21」の主要指標の現況値)

「うつくしま農業・農村振興プラン21」に掲げた、県全体及び地方における主要指標の進捗状況は、以下のとおりです。

(1) 県全体の進捗状況

ア 農家数

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成15年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農家数	戸	115,480	104,300	106,710	92.4	102.3
うち 販売農家	戸	95,720	82,300	86,870	90.8	105.6
うち 主業農家	戸	11,670	10,200	14,100	120.8	138.2
うち 65歳未満専従農家	戸	10,190	10,000	12,110	118.8	121.1
うち 準主業農家	戸	22,810	18,000	25,170	110.3	139.8
うち 副業的農家	戸	61,240	54,100	47,600	77.7	88.0

イ 農業就業人口 (販売農家)

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成15年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農業就業人口	人	136,720	103,000	142,120	103.9	138.0
うち 男性	人	58,620	43,600	60,330	102.9	138.4
うち 女性	人	78,100	59,400	81,790	104.7	137.7
うち 65歳以上男女計	人	71,700	54,900	82,440	115.0	150.2

ウ 耕地面積

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成15年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
耕地面積	ha	160,000	154,700	155,300	97.1	100.4
うち 田	ha	112,000	109,800	109,600	97.9	99.8
うち 畑	ha	48,000	44,900	45,600	95.0	101.6

エ 農業産出額（農業粗生産額）

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成14年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
米	百万円	118,790	124,200	107,659	90.6	86.7
麦類	百万円	130	700	130	100.0	18.6
豆類	百万円	1,280	5,700	1,383	108.0	24.3
穀類	百万円	770	2,100	635	82.5	30.2
園芸作物	百万円	95,150	135,330	93,540	98.3	69.1
うち 野菜	百万円	55,960	84,000	57,043	101.9	67.9
うち 果実	百万円	31,080	39,100	28,907	93.0	73.9
うち 花き	百万円	8,110	12,200	7,590	93.6	62.2
工芸農作物	百万円	8,440	10,400	7,787	92.3	74.9
畜産	百万円	52,730	70,500	53,590	101.6	76.0
うち 乳用牛	百万円	12,410	14,600	12,655	102.0	86.7
うち 肉用牛	百万円	12,000	18,000	13,556	113.0	75.3
うち 豚	百万円	10,810	16,200	10,779	99.7	66.5
うち 鶏	百万円	17,370	21,500	16,249	93.5	75.6
うち 他 畜産物	百万円	140	200	351	250.7	175.5
菌茸類	百万円	6,170	8,000	5,040	81.7	63.0
その他	百万円	3,040	3,400	2,796	92.0	82.2
合計	百万円	286,500	360,000	272,560	95.1	75.7

※ ラウンドのため、合計は一致しない場合がある。

「野菜」には、いも類を含み、「その他」は、養蚕、種苗及び加工農産物である。

オ 生産農業所得（菌茸類を含む）

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成15年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
生産農業所得	百万円	115,700	155,500	109,854	94.9	70.6
生産農業所得率	%	40.4	43.2	40.3	-	-

カ 農家経済（65歳未満の農業専従者のいる主業農家を対象とした農家経済）

項目	単位	基準値 [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成15年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農業所得	千円	4,600	8,300	4,519	98.2	54.4
農家所得	千円	6,000	8,800	5,561	92.7	63.2
農業依存度	%	76.7	94.3	81.3	-	-
農家総所得	千円	7,900	10,700	7,477	94.6	69.9

※ 「基準値」は、平成7年から平成10年の推定値の平均である。

(2) 地方計画の進捗状況

ア 県北地方

指 標	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現 況 値 [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積 きゅうり	ha 369	394	355	96.2	90.1
ピーマン	ha 32	47	29	90.6	61.7
いちご	ha 69	84	64	92.8	76.2
栽培面積 もも	ha 1,720	1,790	1,641	95.4	91.7
肉用牛飼養頭数	頭 11,400	12,300	11,810	103.6	96.0
高品質肉用鶏飼養羽数	羽 8,900	27,000	10,000	112.4	37.0
なめこ生産量	t 363	450	312	86.0	69.3
果樹用施設面積	ha 66	185	69	104.5	37.3
大豆用乾燥・調製施設	カ所 0	3	0	-	-
農産物加工施設	カ所 9	21	27	300.0	128.6
農産物直売施設	カ所 31	46	48	154.8	104.3

イ 県中地方

指 標	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現 況 値 [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積 きゅうり	ha 332	368	322	97.0	87.5
トマト	ha 162	266	139	85.8	52.3
さやいんげん	ha 304	345	284	93.4	82.3
さやえんどう	ha 118	121	94	79.7	77.7
ピーマン	ha 39	46	41	105.1	89.1
なす	ha 118	149	107	90.7	71.8
ねぎ	ha 225	366	200	88.9	54.6
にら	ha 73	77	64	87.7	83.1
だいこん	ha 376	427	363	96.5	85.0
花き	ha 126	163	107	84.9	65.6
葉たばこ	ha 1,170	1,190	1,045	89.3	87.8
栽培面積 もも	ha 55	90	50	90.9	55.6
生しいたけ生産量	t 850	1,200	499	58.7	41.6
肉用牛飼養頭数	頭 36,880	37,800	37,540	101.8	99.3
野菜用施設面積	ha 187	372	187	100.0	50.3
農産物直売施設	カ所 17	32	34	200.0	106.3

ウ 県南地方

指	標	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 [C]	C/A (%)	C/B (%)	
作付面積	そば	ha	60	600	83	138.3	13.8
	トマト	ha	122	190	123	100.8	64.7
	きゅうり	ha	103	119	95	92.2	79.8
	いちご	ha	7	17	11	157.1	64.7
	ブロッコリー	ha	119	164	135	113.4	82.3
	しゅんぎく	ha	(10年) 15	30	42	280.0	140.0
	レタス	ha	55	64	86	156.4	134.4
	未成熟とうもろこし	ha	245	280	210	85.7	75.0
栽培面積	かき	ha	76	100	77	101.3	77.0
肉用牛飼養頭数	頭		11,920	13,100	11,160	93.6	85.2
大豆用乾燥・調製施設	カ所		0	2	0	-	0.0
農産物直売施設	カ所		10	19	27	270.0	142.1
農産物加工施設	カ所		3	8	13	433.3	162.5
農業集落排水処理施設整備済人口	人		28,853	47,904	33,999	117.8	71.0

エ 会津地方

指	標	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 [C]	C/A (%)	C/B (%)	
作付面積	そば	ha	2,664	3,750	2,708	101.7	72.2
	トマト	ha	148	220	143	96.6	65.0
	アスパラガス	ha	311	384	328	105.5	85.4
	ねぎ	ha	116	187	112	96.6	59.9
	花き	ha	158	205	150	94.9	73.2
果樹栽培面積	ha	900	1,000	854	94.9	85.4	
肉用牛飼養頭数	頭	5,430	7,900	4,460	82.1	56.5	
なめこ生産量	t	506	700	297	58.7	42.4	
エコファーマー	人	0	587	244	-	41.6	
農産物直売施設	カ所	27	44	48	177.8	109.1	
都市・農村交流施設	カ所	4	18	13	325.0	72.2	

オ 南会津地方

指	標	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 [C]	C/A (%)	C/B (%)	
作付面積	大豆	ha	128	347	141	110.2	40.6
	そば	ha	383	650	452	118.0	69.5
	アスパラガス	ha	80	143	76	95.0	53.1
	トマト	ha	34	63	38	111.8	60.3
	りんどう	ha	40	58	29	72.5	50.0
	宿根かすみそう	ha	14	26	24	171.4	92.3
栽培面積	りんご	ha	84	95	49	58.3	51.6
高品質肉用鶏飼養羽数	羽	1,100	10,000	3,500	318.2	35.0	
まいたけ生産量	t	36	45	14	38.9	31.1	
野菜用施設面積	ha	45	120	55	122.2	45.8	
農産物加工施設	カ所	3	7	10	333.3	142.9	
農産物直売施設	カ所	14	20	13	92.9	65.0	

カ 相双地方

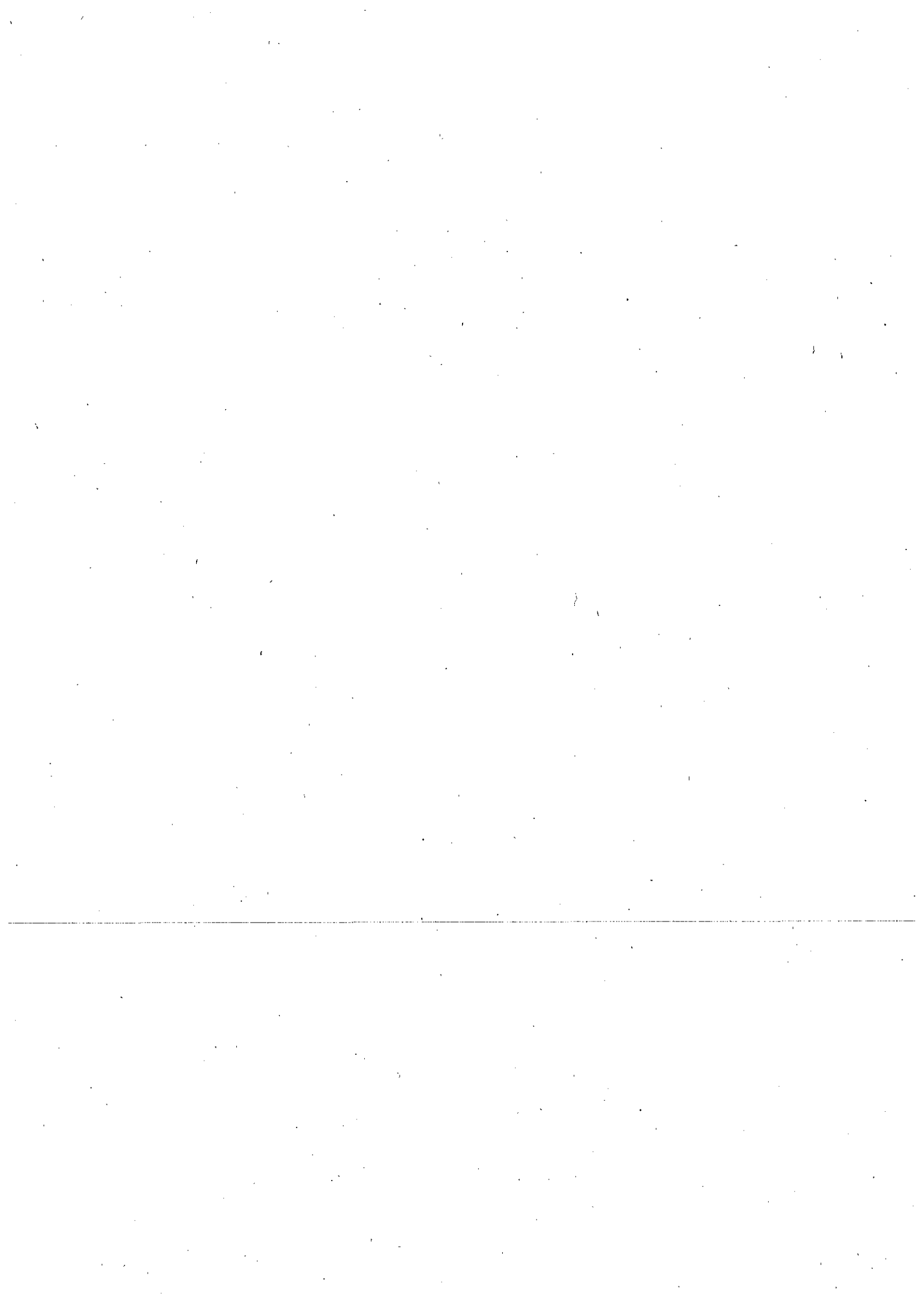
指	標	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 [C]	C/A (%)	C/B (%)	
作付面積	トマト	ha	62	92	52	83.9	56.5
	しゅんぎく	ha	(10年) 35	38	42	120.0	110.5
	ほうれんそう	ha	127	165	126	99.2	76.4
	いちご	ha	12	20	12	100.0	60.0
	だいこん	ha	262	329	212	80.9	64.4
	花き	ha	71	88	70	98.6	79.5
	麦類	ha	204	360	241	118.1	66.9
	豆類	ha	758	1,770	949	125.2	53.6
	肉用牛飼養頭数	頭	17,350	18,100	17,640	101.7	97.5
生しいたけ生産量	t	577	680	531	92.0	78.1	
農産物直売施設	カ所	18	29	48	266.7	165.5	

キ いわき地方

指 標	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現 況 値 [C]	C/A (%)	C/B (%)	
作付面積 大豆	ha	128	612	126	98.4	20.6
トマト	ha	18	30	18	100.0	60.0
ねぎ	ha	156	262	161	103.2	61.5
さやいんげん	ha	75	77	63	84.0	81.8
いちご	ha	19	25	18	94.7	72.0
シクラメン	ha	3	6	2	66.7	33.3
きく	ha	9	9	7	77.8	77.8
栽培面積 いちじく	ha	8	15	8	100.0	53.3
菌茸生産量 エリンギ	t	120	180	280	233.3	155.6
大豆用乾燥・調製施設	カ所	0	2	1	—	50.0
農産物加工施設	カ所	1	8	10	1,000.0	125.0
農産物直売施設	カ所	11	21	28	254.5	133.3

※ 地方計画の現況値は、現時点で把握できる直近のデータを掲載している。

Ⅲ 農業及び農村の振興に 関して講じた施策



1 「みんなで創る農業・農村3A(サンエー)運動」の展開

「うつくしま農業・農村振興プラン21」の目標を達成するため、農業者や地域の意見を幅広く聞くとともに、本計画の進行管理を行いながら、関係者が一丸となって新しい運動を展開することとしています。

この運動を展開するため、市町村、農業関係団体、消費者団体及び県などを構成員とする「みんなで創る農業・農村3A(サンエー)運動推進本部」を、県域及び7つの地方に設置し、重点的に取り組むべき施策を展開しました。

2 環境と調和した園芸産地の育成・振興

(1) 園芸産地の育成に向けた取組み

「うつくしま農業・農村振興プラン21」の目標年(平成22年)においては、園芸作物の生産を大幅に拡大し、農業産出額の最も高いシェア(目標年次:37.6%、1,350億円で基準年次比400億円の増)を占めることにより、農業産出額3,600億円を達成することが目標となっています。

このため、消費者を含めた関係機関・団体で構成される「ふくしま21園芸特産推進本部」を組織し、園芸特産作物の生産拡大に係る関係者の意識統一や、園芸作物等の振興を図るための運動である「園芸ふくしま21パワーアップ運動」と麦・大豆の生産振興を図るための「ふくしま麦大豆3アップ運動」を一体的に取り組んでいます。

平成15年度においては、県内177の産地で作成した「園芸特産産地強化プログラム」の実践を促進するため、県内7つの地方推進本部において産地交流会を開催し、消費者のニーズに応える産地づくりに努めました。

今後とも、産地ごとに抱える様々な課題を解決しながら、各々の地域特性を踏まえた、実効ある取組みを図ることが重要です。

(2) 環境にやさしい園芸の推進

園芸作物の生産においては、これまで生産性を高めるため、化学肥料、化学農薬の使用量が増加してきました。しかし、農業の持続的な発展と自然環境の保全を図ることが重要となっていることから、自然環境に対する負荷をできるだけ軽減し、たい肥などによる土づくりと、化学肥料、化学農薬の使用量の低減を一体的に行う農業生産方式の導入に積極的に取り組んでいます。

今後とも、農産物の安全性に対する消費者ニーズに応えながら、環境に配慮して生産された農産物の積極的PRに努め、本県園芸作物の認知度アップ、市場シェアの拡大を図って行くことが必要です。

●園芸特産産地強化プログラムによる活動結果の概況

部 門	生産額 (億円)		栽培面積 (ha)		施設面積 (ha)	
	11 年	15 年	11 年	15 年	11 年	15 年
野 菜	235	213	2,449	2,497	801	818
果 樹	161	115	5,445	5,156	43	46
花 き	40	40	348	372	158	149
麦	1	0.5	243	500	—	—
大 豆	1	2	701	1,377	—	—
そ ば	2	3	3,193	3,030	—	—
葉たばこ	45	40	1,050	914	—	—

※ 県内177の産地で策定した「園芸特産産地強化プログラム」の合計値

●部門ごとの特徴

【野菜】

県北地方の果菜類や葉菜類、県中地方の果菜類などを中心に、13産地で栽培者が50名増加し、栽培面積は、基準年次より48ha増加しました。

しかしながら、異常気象の影響もあり夏秋トマトや夏秋ダイコンなどで著しく単価が低迷し、生産額は減少しました。

施設栽培面積は、県南地方では前年に引き続き低コスト耐候性ハウスの導入が図られるなど、トマト、イチゴ、キュウリ、ホウレンソウなどで施設化が進みました。

また、キュウリやサヤインゲンの防虫ネット被覆栽培、ラノーテープ利用による省力、減農薬などの取り組みも引き続き増加しています。

【果樹】

減農薬、減化学肥料栽培を目指したエコファーマーは、新たに295人が認定されました。果樹産地においては、有利販売、産地のイメージアップに効果を発揮しています。

しかしながら、異常気象の影響により、ももでは果実の軟化など品質が低下し、生産額は減少しました。

また、霜や雹などの気象災害への対策も進み、防霜ファンや防災ネットなどの導入が増加しました。

【花き】

リンドウ、宿根カスミソウ、ユキヤナギなどで栽培者が8名増加し、栽培面積は24ha増加しているものの、全体的な単価の低迷により販売額は横ばいとなりました。

また、花き産地においても環境に配慮し農薬の使用量を低減するため、臭化メチル代替技術（蒸気消毒）や防虫ネット被覆栽培などの取り組みが進みました。

【その他の作物】

作業受委託の推進、機械利用の効率化などを進めた結果、栽培面積で大豆が676ha、麦が257ha増加しました。

また、大豆や麦では付加価値を高めるため加工品の商品開発の事例も増えており、相双地区ではうどんの開発、長沼町では豆腐製造、本宮町・大玉村でのみそ加工などが行われ地産地消の取り組みにもなっています。

3 意欲ある担い手の育成

(1) 認定農業者、新規就農者等意欲ある担い手の育成・確保

「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定農業者の育成については、本県農業を担う経営体を確保するための極めて重要な施策となっています。

平成15年度においては、市町村ごとに設置された「市町村経営改善支援センター」が行う活動等を支援するとともに、農業者の経営改善を積極的に支援しました。

その結果、認定農業者数は、平成16年3月末日現在で、前年同期比185人増の5,309人（目標8,300人の64.0%）となりました。

また、認定農業者等地域の担い手が、地域資源（農地、基幹的施設・機械、労働力等）を有効に活用できる「地域営農システム」の構築を図っています。

特に、平成15年12月に策定した「水田農業改革アクションプログラム」では、関係機関が一体となって、「地域水田農業ビジョン」で明確になった担い手に対して積極的に支援し、地域の実情に応じた水田農業の再構築を図ることとしています。

●地域営農システムの取組み事例

～「農業生産法人を中心とした地域営農システムの構築」（館岩村）～

高齢化が進む館岩村では、地域農業の維持・発展に向けて、稲作経営を主体とする農業生産法人「会津高原たていわ農産有限会社」を設立しました。設立に当たって、村で出資金の87%を負担するとともに、財団法人館岩村農業公社が農作業の受委託調整、職員派遣、機械・施設の貸与等の支援を行いました。

この法人により、安心して農地を任せられる体制が構築されたため、^{のしど}熨斗戸地区（9.5ha、農業者数33名）では、この法人が賃借や作業受託により8haの農地を耕作しています。今後は、他地域への経営拡大に期待が寄せられています。

（地域農業の担い手として平成16年4月に県内で3番目の特定農業法人に認定されました。）

～「水稻直播栽培の取組みから農用地利用改善組合へ」

（会津高田町八木沢地区）～

会津高田町の「21八木沢稲作組合」は、水稻直播栽培の推進母体として活動してきましたが、直播栽培を通じて地域の話し合が深化していく中で、将来の営農計画やそのための農地利用調整システムの構築が課題となりました。

そのため、平成15年7月に「八木沢農用地利用改善組合」に再編し、地域内の水田のみならず畑地の利活用も含めた農用地利用調整に取り組むこととなりました。

今後は、直播栽培のメリットを生かしながら、担い手への畑地の集積を進めるとともに、きゅうりやインゲンなどの園芸作物の生産拡大や、新規作物の導入を図ることとしています。

一方、次代の本県農業・農村を担う新規就農者の育成・確保は、極めて重要な課題であり、「福島県就農促進方針（平成7年4月策定）」に基づき、各種就農支援施策を「福島県青年農業者等育成センター」を核とするとともに、福島県立農業短期大学校において、次代を担う農業者及び地域農業指導者の養成に努めました。

今後とも、本県農業が持続的に発展していくために、認定農業者や新規就農者等意欲ある担い手の育成確保に重点的に取り組めます。

(2) 女性・高齢農業者の活動促進

女性農業者の活動支援については、農林水産業や農山漁村において、男女が共に自らの能力を発揮し責任を分かち合うことができるライフスタイルの実現を目指す「ふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に沿って、「ふくしま農山漁村男女共同参画推進フォーラム」の開催（平成15年11月、須賀川市）や、農村における女性リーダーの育成を目的とした「うつくしま農村女性塾」の開講など、様々な取組みを展開しました。

また、女性の認定農業者数は、平成16年3月末現在で144人まで増加しており、更に積極的に推進を図ります。

●女性農業者の活動事例

～「いわきの郷土食をつくる会」～

「いわきの郷土食をつくる会」は、女性の立場から、いわき地区で長年培われてきた郷土食や年中行事食を消費者に伝えるために、いわき地区生活研究グループ連絡協議会地場消費部会が毎月開催している活動です。

「つくる」体験では、グループのメンバーが講師を務め参加者と一緒に柏餅やナス漬けをつくり、「味わう」体験では、いわきの年中行事食であるお節句の膳や晦日膳をつくり全員で味わいます。また、「買う」体験においては、安全・安心・新鮮をモットーにグループのメンバーが生産・加工したものを参加者に販売します。

今後は、「郷土食」を通じた「手作りの味」、「本物の味」の継承と食の大切さ、安全性を伝える活動を通じて、地域のリーダーとして活躍することが期待されます。

●女性の認定農業者の育成状況

	平成11年	平成22年(目標)	平成15年度	15/11	15/22
女性の認定農業者数	76人	830人	144人	189%	17.3%

(3) 農業経営の法人化の促進

認定農業者等を中心に、農業経営の発展段階に応じた法人化への誘導を図るため、法人志向農業者等を対象にした法人化講習会等を開催するなどの支援をした結果、県内でこれまで176の農業生産法人が育成されました。

また、農業法人の経営向上のため、「うつくしまふくしま農業法人協会」と連携し、法人へ就業を希望する者への「農業法人合同会社説明会」の開催や従業員等への研修活動などを支援しました。

●農業生産法人の育成状況

	平成11年	平成22年(目標)	平成15年度	15/11	15/22
農業生産法人数	128	360	176	138%	49%

さらに、地域の農業生産の大半を担う「特定農業法人」は、3法人が設立されており、特に担い手の不足している山間地域の農業を維持するために有効ですが、(有)高ライスセンターのように平地農業地域で活動している例もあります。

今後、水田農業改革アクションプログラムを実現するため、本県の農業の担い手として、水田経営を主体とする農業生産法人を育成するとともに、特定農業法人へ誘導していくことが必要です。

●農業生産法人の取組事例

～「(有)グリーンファーム」(昭和村)～

「(有)グリーンファーム」は、県内で最も高齢化率が高く、後継者不足や遊休農地の増加が問題となっていた昭和村において、平成11年に、村やJAなどの出資により設立され、現在、特定農業法人として、村内農業の重要な担い手となって活動しています。

経営規模は、借入地が水稻10ha、そば10ha、作業受託が基幹3作業平均で30haと、地域の農地を積極的に受け入れています。

一方、作業の効率化を図るため作業受託は3ha以上に団地化された農地に限定しているほか、受託料金をできるだけ低く設定することで委託農家側にも配慮するなど、地域農業の維持と経営の安定を両立させるための創意工夫がみられます。

また、高価な農業機械はできるだけ持たず、リース事業等を積極的に活用し、経営状況を常に把握するための経理専門スタッフを配置するとともに、特定農業法人制度のメリットである農用地利用集積準備金を活用することにより、健全経営に努めています。(平成15年度優良認定農業者表彰事業で農林水産大臣賞を受賞)。

(4) 担い手を支援する農業生産基盤の整備

地域農業の中心となる担い手を支援するため、経営規模拡大と農業生産の省力化・低コスト化に不可欠なほ場の大区画化と、麦・大豆等の生産拡大に必要な水田と畑の両方に利用可能な排水条件の整備を積極的に進めるなど、農業生産基盤の整備を推進しました。

今後とも、地域農業の持続的発展を図るため、農業生産にとって基礎的資源である農業生産基盤の整備と併せて、担い手へ農地を集積することにより、農地の生産力を最大限に発揮できる農業生産構造を確立することが重要です。

●ほ場整備を契機とした担い手の組織化事例

～岡地区農業経営者会による大豆の集団転作（新地町）～

新地町岡地区は、平成8年～15年度にかけてほ場整備事業（担い手育成型）を実施し、約38haの水田が整備されるほ場整備後の営農について、早くから話し合いを行い合意形成を図ってきました。

その中で、地域の担い手6人が集まり「岡地区農業経営者会」を平成13年度に結成し、作業受託によるブロックローテーションにより約13haの農地で大豆の集団転作等に取り組んでいます。また、県及び町の補助により導入した大豆栽培用機械により、栽培の省力化を図るとともに、適期作業による収量の安定化に積極的に取り組んでいます。

この経営者会では、今後、導入した大豆栽培用機械の稼働率を高めて更なるコスト削減を図るため、受託面積を拡大することとしており、大豆の生産振興に大きな期待が寄せられています。

4 地域特性を生かした農業の振興

(1) 多様な地域特性を生かした多彩な農業の振興

全国的にみても多様な地域特性を持つ本県は、自然や地域の様々な条件を巧みに活用した多彩な農業を振興することが重要です。

このため、市町村及び関係機関・団体等と連携し、地域の特性にあった施策を展開しました。

ア 米（稲作）

今後の水田農業改革に取り組む基本方向や目標を明らかにした「水田農業改革アクションプログラム」を策定するとともに、地域水田農業ビジョンの策定支援を行いました。また、消費者、実需者ニーズに即した売れる米づくりに取り組むとともに、低コスト化や大規模稲作経営体の育成を図るための直播栽培の拡大や、「ふくしまの米」の商品力向上のためのオリジナル品種「ふくみらい」の生産拡大に努めました。

●地域水田農業ビジョン等における売れる米づくりの取組事例

～本宮町地域水田農業推進協議会～

消費者や実需者が求める「おいしくて安全・安心な米」を提供するため、トレーサビリティシステムを導入するとともに、特別栽培米の生産を地域全体で拡大し平成19年に977t（平成14年比374t増）を販売することとしています。

～JA会津みどり（会津坂下町、湯川村、柳津町、会津高田町、

会津本郷町、新鶴村、三島町、金山町、昭和村）～

管内の主食用米生産目標数量の地域間調整を円滑に進め、地域条件などを考慮した米づくりを推進するため、「米づくり基金」を設立し、加工用米生産者の所得補償を行うこととしています。

～JAそうま～

「売れる米づくり」を推進するための取組として、水稻生産者全員がエコファーマーの認定を取得する取り組みを進めています。

イ 麦・大豆・そば

「麦・大豆・そば」について、実需者ニーズに対応した生産振興が重要であることから、実需者との情報交換を進めるとともに、実需者が求める品種や品質の確保に努めました。

特に、大豆については、県内需要完全充足を目指し、新たな奨励品種の「ふくいぶき」や「おおすず」の普及と品質向上を図るため、「実証ほ」を設置するとともに、3方部（中・浜・会津）での品質向上研修会等を開催しました。

小麦については、パン加工などに適する「ゆきちから」の実証ほを設置しました。喜多方ではラーメンへの利用を図る動きもみられています。

また、「そば」については、加工及び飲食業への展開等も視野に入れた付加価値の高いそばづくりが行われるなど、地域振興と一体となった取り組みが各地で行われるよう支援しました。

今後は、水田農業改革に向けて、大豆を中心とした土地利用型作物の生産拡大を図るため、作付の団地化や品質の向上、機械化体系の導入を促進する必要があります。

ウ 野菜

野菜については、近年の輸入野菜の急増により、野菜産地が極めて厳しい局面に立たされているため、地域特性にあった安定生産と周年生産等に向け、生産・流通の各段階で取り組む「産地改革計画」を49の産地において策定し、野菜の高付加価値化、低コスト化、契約栽培の推進に取り組んできました。

野菜は品目や作型が多く、個々の野菜産地が抱える課題も多様であることから、きゅうりやトマト、いちごなどの労働集約型野菜と、だいこん、キャベツなどの土地利用型野菜とのバランスのとれた野菜産地の育成を図るため、「園芸ふくしま21パワーアップ運動」による「園芸特産産地強化プログラム」や「産地改革計画」に基づき、より実効性の高い振興施策を展開します。

エ 果樹

果樹については、本県の恵まれた立地条件を生かしながら、商品性の高い果実生産の増大を図り、「果樹王国ふくしま」の地位を確固とするため、①本県に適したオリジナル品種の育成・普及、②品種構成の適正化推進、③環境にやさしい生産方式の普及、④施設化や光センサー選果システムの導入推進等の施策を展開しました。

今後とも、消費者ニーズをよりの確にとらえ、「消費者に信頼される売れる商品」としての果実生産を進めるため、前述のプログラムに基づき、振興対策を効果的に展開します。

オ 花き

花きについては、輸入の増大や花き市場の大型化等の情勢変化に対応できる、多様な地域特性を生かした産地を育成し、「花咲く“ふくしまブランド”」の確立を目指した各種施策を実施しました。

県では、「福島県花き優良品種普及推進協議会」を設置し、県のオリジナル普及品種を定め、県内数ヵ所の普及拠点ほを設置しながら生産拡大に努めるとともに、農業団体と連携し、東京都内での販売対策会議を開催するなど、県産花きの有利販売や、消費拡大のためのPR活動を実施しました。

特に、本県の主要な切り花のひとつである「りんどう」については、平成12年に県が育成したピンク系の「ふくしまかれん」約59万本を京浜地方中心に出荷するとともに、平成14年3月に品種登録の出願を行った「ふくしまさやか」を県のオリジナル品種とし、作付面積の拡大を図ることとしました。

今後、県内の多様な地域条件を生かした産地の育成を図るとともに、オリジナル品種育成を契機として本県産花きのPRに努め、さらなる普及拡大につなげていくことが重要です。

カ 工芸農作物及び養蚕

葉たばこやこんにゃくなどの工芸農作物及び養蚕については、生産性の向上を柱とした振興施策を実施しながら、経営の安定に向けた指導支援を行いました。

今後は、実需者ニーズへの的確に対応できる産地づくりに努めるとともに、新たな用途の開発など需要の喚起を図る必要があります。

キ 畜産

畜産は、米・野菜に次ぐ本県農業の基幹部門であり、地域農業を振興していく上で大変重要な部門にあり、畜種ごとに振興施策を展開しました。

乳用牛については、牛群検定への新規加入促進を図るとともに、県畜産試験場に設置している「牛群検定情報分析センター」の各種データを積極的に活用し、農家指導を行いました。また、新たに、自動ほ育システムと省力管理モデル施設の設置を支援し、飼養管理の自動化や省力化のための技術実証及び普及に努めたほか、BSE発生後における酪農家の経営再建を支援するために生産団体が行う基金造成に助成しました。

肉用牛については、生産農家の経営安定及び銘柄「福島牛」の産地づくりのため、繁殖農家と肥育農家の相互協力による地域内及び経営内一貫生産体制を推進しました。また、本県肉用牛の生産基盤を強化するため、優良雌子牛の導入・保留を奨励することにより、本県和牛生産農家の育成を図りました。

さらに、県の種雄牛である「景東（かげあずま）」の子牛が、平成15年12月より、県内各市場に上場され、その卓越した発育能力が、県内外の購買者から高い評価を受けており、質・量兼備の銘柄「福島牛」の生産に貢献するものと期待されています。

豚については、本県養豚農家の生産性向上を目指し造成された新しいランドレース種系統豚（平成16年4月にフクシマL2と命名）が完成し、今後の利用が期待されています。また、 α -リノレン酸を豚肉に多く含ませることができる「エゴマ種実給与技術」を県内養豚農家へ普及し、本県における銘柄豚肉（エゴマ豚）の生産を推進しています。

鶏については、消費者ニーズの多様化により、肉質に優れる地鶏等の高品質鶏肉の需要が増加していることから、本県が独自に作出した「会津地鶏」や「ふくしま赤しゃも」の活用を推進するとともに、流通体制の整備等の課題を解決し、地域特産物としての高品質肉用鶏の生産振興に取り組んでいます。

ク 菌茸類

菌茸類については、生しいたけの輸入が急増してきたことから「福島県しいたけ産地構造改革計画」を策定し、競争力のある産地づくりを推進しており、平成15年度は、生産者団体による生産施設の整備や、流通拠点の機能充実に支援し、生産段階での省力化、生産量の増大、多様化する実需者ニーズへの対応を図りました。

今後は、より安定的な経営体を育成するため、引き続き、きのこ生産者の経営指導、生産施設の整備を推進するとともに、県産きのこの安全・安心の確保と、消費者へのPR、地域特産物の確立に向けた、新品種の生産拡大と需要の喚起を促進することが必要です。

(2) 先端技術及び情報技術を活用した農業の展開

農業の生産性を向上させるためには、試験研究機関等において先端技術や情報技術を活用した農業関連技術の開発を図ることが必要です。

県では、本県農業が社会経済情勢の変化に応じて魅力ある産業として発展できるよう、本県独自品種の開発に努めてきました。

●平成15年に本県が独自に開発した農作物の新品種とその特性

1 アスパラガス

○ ハルキタル

- ・収穫若莖の揃いが極めて良好で、調整作業の省力化などが可能。
- ・全雄系統で野良苗が発生しないため、茎枯病の軽減や除草剤の使用回避が可能。

○ 春まちグリーン

- ・萌芽が多く遅霜の回避が可能であり、中山間地域の栽培に適する。
- ・萌芽の早い品種との組み合わせにより、作業の分散化や規模拡大に有効。

2 もも

○ ふくあかね

- ・8月中旬に収穫できる中晩生種であり、「あかつき」と「川中島白桃」の端境期を埋めることが可能。

3 なし

○ 涼豊

- ・果実は600～900gの大果で果汁が多く甘味。
- ・9月下旬から10月上旬に成熟する中晩生種で、1℃で12月まで貯蔵可能。

また、「福島県農林水産業試験研究体制整備計画（平成9年策定）」に沿って試験研究体制の再編整備が進められており、平成15年1月からは「福島県農業総合研究センター（仮称）」本部の建設に着手しています。

新設される「福島県農業総合研究センター（仮称）」では、平成18年4月の開所に向けて、「技術開発・企画調整」「高度農業支援」「農業・農村研究」「食の安全・環境にやさしい農業の支援」「県民との交流と情報発信」の機能を担うこととしています。

さらに、本県農林水産業に関する技術や試験研究成果及び農業気象に関する情報等を県内の農業者に広く周知するため、平成12年7月にホームページ「うつくしま農林水産情報ネット」を開設しており、平成15年度のアクセス件数は異常気象の影響で前年の2倍近い約107千件と、多くの方々に利用されています。

今後は、農林水産業を取り巻く情勢を踏まえ、効率的で効果的な試験研究が実施されるよう、第三者による評価結果も十分踏まえながら技術開発の促進を図るとともに、情報システムをより一層充実し、農業者や県民が利用しやすい情報提供に努めます。

(3) アグリビジネスによる農業経営の発展

農業者が「農業」を基本としながら、農産物加工等の第二次産業、産直や農家レストラン、農家民宿等の第三次産業へ展開していくアグリビジネスは、本県においても年々、盛んになっており、個々の経営体に合った指導・支援を行ってきました。

今後、アグリビジネスの一層の発展を図るためには、アグリビジネスに取り組む経営体が、他の経営体や異業種等と連携して行う活動を支援していく必要があります。

●農産物直売・加工活動高度化に向けたアグリビジネスの展開事例

～「ふたば夢工房」～

「ふれあいふたば産地直売協議会」は、平成11年に発足、農産物直売活動を展開し、年々その販売額を伸ばしてきましたが、更にレベルアップを図るため農産物加工施設を建設することとしました。

加工組織の立ち上げに当たっては、社会的な信用や経営の継続性、小額資本での法人設立、中小企業団体中央会のサポートなどのメリットがある企業組合を設立することとし、平成15年10月に企業組合「ふたば夢工房」を20名で設立するとともに、平成16年2月には県の補助事業を活用した加工施設が完成しました。

今回、核となる企業組合が設立され加工施設が完成したことで、直売活動の高度化が図られ、地域の農業者と加工施設の連携、特産品づくりによる地域の活性化に貢献するものと期待されています。

5 県産農産物の消費拡大

(1) 多様な消費者ニーズに合った農産物の安定生産・供給

近年、消費者の価値観や生活スタイルの多様化が進み、消費形態も多様化してきている中で、県産農産物を安定的に生産・供給していくため、県域及び地域ごとに戦略作目や基幹作目を設定し、各品目の流通形態に沿った販売戦略を視野に入れながら、出荷規格の統一や集出荷施設の整備を支援してきました。

今後とも、多様化する消費者ニーズに対応して、安定的に県産農産物を生産・供給していくことのできる足腰の強い産地体制を作っていくことが必要です。

●新しい特産品に期待

～そば焼酎「山中郷（さんちゅうごう）」（飯舘村）～

飯舘村では、転作作物として栽培が増えている「そば」に付加価値を付け、地域の活性化につなげようと、「飯舘そば生産加工組合」を設置し、村内産そばと米だけを原料とするそば焼酎の開発を行いました。

開発されたそば焼酎は、ブランド名の募集を行い、同村の昔の呼び名である「山中郷（さんちゅうごう）」に決定されました。従来のそば焼酎が純度35～45%であるのに対し、「山中郷」は純度70%を誇り、味、香りともそばの魅力を存分に堪能できる焼酎で、新たな特産品として期待されています。

～産学官連携により開発されたそば焼酎「福島の風 出逢い」～

平成15年8月に発足した「プロジェクト21」（福島大学、県内企業、県が連携し、県産農産物などを原料とした食品等の開発・販売を通じて、地域おこしを目指す委員会）が、全国第2位の生産量を誇るそば（会津坂下町産）を原料とした焼酎を第一弾として開発しました。

開発されたそば焼酎は「福島の風 出逢い」のブランド名で、平成15年12月から販売され、程良いそばの香りとすっきりとした飲み口が評判となっており、平成16年からは、年間21,000本が生産、販売される予定となっています。

今後は、より一層、産学官の連携が深まることで新商品が開発され、地域経済の好循環につながることを期待されています。

(2) 流通の合理化及び食品産業との連携強化

ア 流通の合理化

野菜や果実、花き等の青果物については流通の効率化を図るため、「福島県卸売市場整備計画」に基づき、県内の卸売市場の整備促進に努めてきました。

この結果、平成15年4月には、福島市にあった「地方卸売市場(株)福島高級園芸市場」と「(株)福島生花地方卸売市場」が「福島中央卸売市場」に統合され、花き部が新設されました。今後も、本計画に基づいた計画的な市場の整備を図る必要があります。

イ 食品産業との連携強化

食品産業は、地域の産業として活躍している企業が数多くあり、農業は、これらの食品産業へ原料を提供する重要なパートナーとしての役割を担っています。

食品産業に携わる関連業者との連携強化を図るため、「福島県食品産業協議会」においては、ホームページを利用して情報交換等を積極的に行うとともに、県内7つの地方において、食品企業に対して地域農産物に関するアンケート調査及び農業者等との情報交流会を実施しました。

また、生産者団体や食品産業の代表者で構成する「福島県フードシステム推進協議会」においては、農業者（県指導農業士等）を協議会の構成員に加え、農業者の生の意見を取り入れるなど、農業者と食品産業との連携を図りました。

今後は、地域の食品産業の競争力向上と県産農産物の食品加工等による利用拡大を目指し、連携を一層強化するとともに、販路拡大のための食情報のネットワーク化や食品産業における研究開発の支援など、多様な活動を推進していくことが重要です。

(3) 県産農産物の県内外への積極的なPR

県産農産物の県内外へのPRについては、各品目ごとに各々の流通形態に沿って展開しました。

ア 米

米については、毎月8日を「ごはんの日」と定め、11月、12月には県内の主要駅で県産米を無償で配布し、テレビでのスポット放送を行うとともに、県内の小中学校において、米飯給食を実施する経費の一部を助成するなど、県産米の消費拡大を積極的に推進しました。

さらに、本県が独自に開発した新品種「ふくみらい」の販売促進として、「ふくみらい」ごはん料理コンテスト、飲食店でのPR（ランチDEふくみらい）等を実施しました。

また、JR東京駅にふくしま米の広告看板を設置するとともに、首都圏及び関西圏で新米フェアを行うなど、全国に向かってふくしま米の積極的なPRを行いました。

イ 青果物

青果物については、全国的に上位のシェアを誇る「もも」をはじめとする果実や旬の野菜等のPR活動として、県外の主要都市で県三役や農業団体の役員等による「トップセールス」を積極的に展開したほか、県産青果物を主に扱う「ふくしま青果物フェア」の開催（北海道・京浜・京阪神地区）、さらには各種宣伝媒体の活用等、本県青果物のイメージアップと販路の拡大に努めました。

～夏秋期における主要野菜・果実の流通状況～
(東京都中央卸売市場における本県農産物の占有率)

《野菜》平成15年7～10月

きゅうり：29.0% (全国第1位)、トマト：11.5% (全国第4位)、
いんげん：54.2% (全国第1位)

《果実》平成15年8～11月

もも：34.6% (全国第2位)、なし(幸水)：19.0% (全国第2位)、
りんご(ふじ)：3.4% (全国第5位)

ウ 麦・大豆

県産麦・大豆の需要拡大を図るため、「製粉業」や「豆腐」「納豆」「味噌」などの加工業者(実需者)との連携が重要であることから、県や生産団体・加工業者等からなる「福島県麦大豆振興協議会」において情報交換を行うとともに、大豆セミナーの開催等により実需者との連携を図りました。

また、大豆については、「福島県産大豆100%使用ロゴマーク」による県産大豆のPRを行っており、前年度より7企業増加の22企業(平成16年5月現在)が使用承認を受けており、県内への広がりがみられるようになってきました。



福島県産大豆100%使用
ロゴマーク

エ 畜産物

BSE発生以来、食の安全に対する関心が高まる中で、牛肉については、消費者ニーズに的確に対応していくため、県内のモデル店舗(平成15年度9店舗)において、「福島牛」の生産履歴情報の提供を開始しました。

また、県内消費者へのPRを行うため、「福島牛販売促進協議会」が行う販売体制強化(指定店の拡大)、情報提供機能の強化等の活動を支援しました。

さらに、県内はもとより、首都圏の流通、販売業者を対象とした共励会や懇談会を開催し、「福島牛」の販路拡大のため、県内外へのPR活動を展開しました。

牛乳については、県産生乳100%である学校給食用牛乳の安定供給を図るとともに、福島県牛乳普及協会活動に対する支援を行い、骨密度の測定、牛乳の持つ栄養等に対する正しい知識の普及、牛乳に抹茶やチョコレートなどを加えてつくるミルクドリンクの試飲など、牛乳の消費拡大に努めました。

豚肉については、飼料にエゴマを添加して育てたエゴマ豚（食味が良く、 α -リノレン酸を脂肪に多く含む）の生産及び円滑な流通、消費者へのPRを推進するため「うつくしまエゴマ豚生産推進協議会」を設立し、県産豚肉の消費拡大に努めました。

今後とも、「食」と「農」を巡る社会情勢の変化を的確にとらえ、生産者と消費者の信頼関係を醸成するため、「地産地消」の理念の下、県内での県産農産物の消費拡大を強力に推進するほか、京浜市場等の国内の主要販売先に対し本県農産物の知名度を高め、消費行動に結びつく効果的なPR活動を展開していくことが必要です。

6 環境と調和した農業の推進

(1) 「持続性の高い農業生産方式」の導入促進

ア エコファーマーの育成

環境にやさしい農業をより一層推進するため、「福島県持続性の高い農業生産方式の導入指針（平成12年3月策定、以下「導入指針」という。）」に定める、「持続性の高い生産方式の内容」に「新規作物・作型」及び「福島県が認める技術」を新たに追加し、内容の一部改正を行いました。

また、導入指針に基づくエコファーマーは平成16年3月末時点で1,319人（前年比873人増）、作物ごとの延べ認定数は1,739件（前年比1,094件増）と大幅に増加しており、JA部会や生産出荷組合等で全員がエコファーマーの認定を受ける例が増えていることから、認定数が今後一層増加することが見込まれます。

●エコファーマー作物別認定状況（平成16年3月末）

（単位：件）

	穀類等	野菜	果樹	花き	合計
認定数	145	1,209	379	6	1,739

一方、エコファーマーが生産した農産物に貼付する全国統一の「エコファーマーマーク」が定められ、県では、「エコファーマーマーク」の貼付及び表示方法等について必要な事項を決めるとともに、PRしていくこととしています。



今後は、食の安全・安心に対する消費者意識の高まり、県産農産物の高付加価値化やイメージアップに貢献するため、有機栽培技術の確立とその普及拡大に取り組むなど、有機性資源の有効活用による環境にやさしい農業を一層推進することとしています。

イ 複合性フェロモン剤を利用した果実生産の推進

「福島県環境にやさしい園芸農業推進協議会」を設立し、複合性フェロモン剤を利用して生産された果実に「環境保全宣言」統一マークを付与し、流通促進を図ってきました。平成15年度の複合性フェロモン剤の利用面積は、もも、なし、りんご合わせて県内で約2,700ha（前年2,300ha）、全栽培面積の約59%（前年約52%）まで普及し、このマークを付けた果実の出荷数量も、ももを中心として、りんごやなしと合わせて約28千t（前年22千t）となっています。

ウ 農業用使用済プラスチックの適正処理

「福島県農業用使用済プラスチック適正処理推進方針（平成9年4月策定）」に基づき、県推進会議や研修会の開催、パンフレットの配布等により適正処理及びリサイクルの啓発を図りました。また、リサイクルシステムの確立に向けては、リサイクル施設への運搬経費に対する助成を行いました。その結果、平成15年度の組織回収処理率は51.1%（平成11年：22%）、リサイクル率は28.5%で前年の14.1%から大幅に増加しました。今後とも、適正処理及びリサイクル処理の啓発等を行い、リサイクル処理を基本とした適正処理を推進することとしています。

エ 水環境への負荷軽減

「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（平成14年3月26日公布）」に沿って水環境への負荷を低減させるため、猪苗代町においてモデル地区での実証を行いながら、水田での化学肥料や農薬の使用量の削減、稲わら等の有機物の湖沼への流入削減による水質浄化効果を確認するとともに、それらの農法等について普及啓発を行いました。

●持続性の高い農業生産方式の推進事例

～夏秋キュウリ防虫ネット被覆栽培～

夏秋キュウリ栽培においては、収穫開始期から最盛期にかけて、晴天時に茎葉が急激に萎れて枯死する「急性萎ちょう症」（アブラムシ類が伝搬するウイルスにより発生）が大きな問題となっており、アブラムシの完全防除技術の確立が課題となっていました。

そのため、会津坂下農業普及所においては、定植から収穫終了まで合掌支柱ごと防虫ネットで被覆して栽培し、物理的にアブラムシ類の飛来を防ぐ栽培方法の開発に取り組みました。ネット内は虫が進入しないため、ミツバチを導入して受粉することで着果の安定を図りました。

これにより、「急性萎ちょう症」の発生がなく、殺虫剤の散布回数も大幅に減らすことができるとともに、防虫ネットの副次的効果として強風や降雹等による気象被害も軽減され、慣行栽培に比べ収量が3割程度増加し果形も良くなるなど大きな効果がみられました。

平成15年度のネット被覆栽培面積は、同普及所管内では県単補助事業を活用し688aとなっており、今後、県内主要きゅうり産地に普及するものと期待されています。

(2) 家畜排せつ物や食品残さ等の有機性資源の有効利活用の推進

有機性資源の効率的な循環利用を推進するため、平成15年3月に策定した「福島県農林業有機性資源循環利用計画」に基づき、本庁段階に「福島県資源循環型農業推進会議」と各農林事務所単位に「地方資源循環型農業推進会議」を設置し、有機資源の発生量の把握や利用技術の向上等、関係機関が一体となり有機性資源の利用促進を進めました。

また、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行に伴い、家畜ふん尿については、平成16年11月1日から、一定規模以上の畜産業を営む者の適正管理が義務化されていることから、家畜排せつ物の適正処理を推進しました。

一方、たい肥等有機物の地域内における生産・流通・利用の促進を図るため、たい肥の利用啓発や需給情報の提供、有機物の仲介斡旋等を行う「資源循環型農業地域支援センター」を県内4カ所に設置し、その活動を支援しました。

さらに、今後は、有機性資源のエネルギー利用など多様な利活用を図るため、「バイオマス総合利活用計画」を作成して推進することとしています。

(3) 自然環境保全に配慮した農業生産基盤の整備

農業・農村は、野生動植物の生息や水資源、更には美しい景観など豊かな自然環境を有しており、これらを保全することが重要となっています。

平成13年3月に策定した「うつくしま農村整備プラン21」においては、実施方針として「自然環境保全等に配慮した事業の実施」を定めるとともに、この方針を実現する具体的な手引きを策定し、自然環境等に配慮した農業生産基盤の整備を推進しています。

各事業地区においては、具体的に地域ごとの環境保全の考え方を明確にした「田園マスタープラン」に基づき、生態系に配慮した護岸整備や水路構造の工夫などを行うとともに、生息する動植物の一時的な移動や繁殖時期を考慮した工事実施時期の設定など、環境に配慮した工事に取り組んでいます。

今後とも、農業生産基盤の整備に当たっては自然環境の保全に十分配慮して推進します。

●自然環境に配慮した事業の実施事例

～田園自然環境保全・再生支援事業（西郷村）～

西郷村熊倉地区では、ほ場整備を契機に地域の自然環境を見直し、その保全対策を検討するため、地域住民で組織する「田園環境推進委員会」を設立し、工事前に関区内に生息しているナマズの引っ越しを実施したり、住民が持ち寄った石や間伐材を利用した橋・ベンチなどを設置し、住民自らが手作りで親水水路を整備しました。

～自然石を利用した排水路の整備（船引町）～

船引町堀越地区では、ほ場整備事業の中で、地元の石黒山から産出される安価な自然石を使用し排水路を整備することで、環境との調和へ配慮するとともに大幅なコスト縮減を達成しました。

また、この排水路を利用し、小学生と幼稚園児を集めた「魚つかみ大会」を実施するなど、地元では「水辺の公園」として住民の憩いの場となっています。

7 農業・農村の多面的機能を発揮した中山間地域の活性化

(1) 「中山間地域等直接支払事業」等の推進による耕作放棄地の発生防止

中山間地域は、県土の保全、水源のかん養、農村景観の維持など、県民生活を守る重要な機能を果たしています。しかし、全耕地面積の約45%が中山間地域に存在するものの、当該地域の農業生産は平地に比べて耕地面積が狭い上、傾斜地が多いなど生産条件が不利であることや、農業の担い手の減少や高齢化などにより、農業生産活動を通じた多面的機能の維持・発揮が困難な状況になっています。

このような中山間地域を含む農山村の多面的機能を維持・強化するため、農業者が協定を結び、農業生産活動や農地保全など多面的機能の維持・増進のための活動を推進する「中山間地域等直接支払制度」に取り組み、平成15年度では、その取組市町村数は70（前年同）、協定数は1,706（前年比21協定増）、取組面積は14,976ha（前年比172ha増）となりました。また、協定に基づき59.9haの耕作放棄地が解消されるなど、中山間地域の耕作放棄地の解消に大きな効果を発揮しています。

また、遊休農地対策総合支援事業等により、市町村等が行う遊休農地活用に向けた取り組みを積極的に支援しました。

今後は、これらの制度を有効活用することで、耕作放棄地等の発生抑制や活用を一層推進する必要があります。

●中山間地域等直接支払事業を活用した遊休農地の解消

～^{よぎあし}過足ブルーベリー生産組合（三春町）～

^{よぎあし}過足地区（三春町）では、養蚕や葉たばこなどの基幹作物の衰退や農業従事者の高齢化等により、農地が遊休化し、それらをいかに解消するかが課題となっていました。

このような中、平成13年度に、7人の生産者によって^{よぎあし}「^{よぎあし}過足ブルーベリー生産組合」が設立され、中山間地域等直接支払事業を活用して、170aの遊休農地に約2,500本のブルーベリーを植栽しました。これまでは、木の成長を促すため摘果栽培をしていましたが、本年度より収穫・販売を開始しています。

今後は、都市近郊型の観光果樹園を目指しており、中山間地域の活性化と遊休農地の解消に大きな期待が寄せられています。

(2) 特色ある立地条件を生かした農業の推進

中山間地域の立地条件を生かした収益性の高い農業経営を確立するため、気象条件に合った野菜や花きなどの新規作物の導入により、高収益・高付加価値型農業の展開を支援しました。

また、地域住民の意見や創意を取り入れた「むらづくり計画」に基づく地域活性化の取り組みを支援しました。

今後とも、中山間地域の活性化は県土の均衡ある発展には不可欠であることから、関係機関が連携して特色ある立地条件を生かした農業を推進していくことが必要です。

●地域特性を生かした特徴ある農業の展開事例

～夏秋ナスの産地を目指して（東和町）～

二本松市や岩代町においては10年前にナスが導入され、現在では県内一の面積（14ha）・販売額を誇っています。

こうした中、東和町において、関係機関・団体が連携してナスの振興に努めた結果、平成13年に初めてナス栽培が導入され、平成14年度に14戸、平成15年度には一気に42戸まで栽培戸数が増加しました。また、関係機関と一体となって、ナスの展示ほを設置するとともに、生産の安定を図るため定期的な栽培講習会や現地指導会、個別巡回指導等、積極的な活動を展開しました。

これまでの、インゲンやツルムラサキに加え東和町の特産品として新たにナスが加わったことは、農業経営においてプラスとなっており、東和ナスの産地育成に大きな期待が寄せられています。

～「リンドウ栽培で中山間地を元気に」（岩代町）～

岩代町では、近年、高冷地に向くリンドウの栽培が始まり、年々栽培者が増えるとともに、栽培面積も拡大してきています。

また、リンドウのトンネル被覆栽培など早期出荷への取り組みが始まっており、平成15年は露地に比べて7日前後の開花前進がみられたほか、新規栽培者開拓への取り組みも行われております。さらに、生産者のアイデアにより「第2回岩代リンドウ祭り」や様々なイベントを実施するとともに、今後は新品種の「ふくしまさやか」の導入も検討するなど、生産者の意欲も高まっています。

小さいながらも特色ある活動が展開されており、中山間地域の特性を生かしたリンドウ栽培に大きな期待が寄せられています。

(3) 地域資源を活用した産業複合化による地域活性化

特色ある地域資源を活用し、第二次、第三次産業との連携を図った産業複合化は、本県の農業・農村を振興していく上で極めて有効です。

特に、グリーン・ツーリズムについては、農業・農村に対する都市住民の理解の促進や農村の活性化に大きく貢献することから、その推進に向けて積極的に施策を展開しました。

グリーン・ツーリズムの全県的推進組織として「うつくしま・ふくしま。グリーン・ツーリズム推進会議」と、県内7方部に地方推進会議が設置されており、地方の特性を活かした取り組みがなされています。

また、実践活動組織としては、平成16年5月現在で、公的推進組織が50、民間主体の推進組織が59設立されています。

また、グリーン・ツーリズムのリーダーとして期待されている「グリーン・ツーリズムコーディネーター」は、平成11年度から14年度までに計70名が養成され、平成15年度から始まった「グリーン・ツーリズムコーディネーター実践活動研修」には、34名の方が参加されました。

この他、市町村域を越えた広域的な組織づくりなどに対する支援を行っています。この結果、県内のグリーン・ツーリズム関連の体験者数は、約17万9千人（平成15年1月～12月）となっています。

今後は、社会経済情勢の変化に的確に対応した多様な形態のグリーン・ツーリズム、特に活発な地域間交流が生み出される滞在型のグリーン・ツーリズムをより一層推進するため、農家民宿に関わる規制緩和などについて検討が必要となっています。

●グリーン・ツーリズムの取組み事例

～グリーン・ツーリズムガイドブック～

会津地方では、グリーン・ツーリズムで年間約10万人の体験者を受け入れていましたが、PRや各地域間の連携が課題となっていました。

これらを背景として、平成15年度に、個人及び一般団体向けの「会津グリーン・ツーリズムガイドブック（エリア別グリーン・ツーリズム情報）」と、学校の修学旅行及び林間学校向けの「会津でできる農林業体験ガイド（ほんものの体験を会津で）」をそれぞれ2,000部作成し配布しました。

本ガイドブックの作成に当たっては、会津地方グリーン・ツーリズム推進会議の情報発信部会及び広域連携部会が作業を進めました。これにより、管内実践者が相互にグリーン・ツーリズム情報を共有し、新たな提案に取り組む手がかりとなることが期待されています。

用語解説

アグリビジネス

農業者が、農産物を中心として、加工品の製造・販売や産地直売、農家レストラン、農家民宿、観光農園などの経営を行い、農家経営の発展を図る事業活動。

α-リノレン酸

体内で合成することができず、植物から摂取しなければならない「必須脂肪酸」のひとつ（n-3系脂肪酸）。α-リノレン酸が体内に入ると、必要に応じてDHA（ドコサヘキサエン酸）やEPA（エイコサペンタン酸）などの有効成分に変化し、生活習慣病の予防に効果があるとされている。

インショップ

ショップ・イン・ショップの略。百貨店やショッピングセンター内の専門店、アンテナショップ（新商品のヒントなどを得るため、実験的に運用する店舗）のこと。

エコファーマー

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入計画について、県が認定した農業者の愛称。

牛群検定

乳用雌牛ごとの泌乳量や、乳成分等を測定することにより、牛の能力を把握すること。これらのデータを用い、乳用牛の飼養管理に役立てる。

耕作放棄地、遊休農地

耕作放棄地とは、過去1年以上作物を栽培せず、今後数年間に耕作の意志がない土地であり、遊休農地は、耕作放棄地のほか、いわゆる「不作付け」という、現在は作物の栽培を行っていないものの、今後数年間に耕作する意志のある土地などを加えた農地をいう。

高病原性鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザのうち、死亡率が高いか、ウイルスが変化して死亡率が高くなる可能性のある特定のウイルス。この病気は、鳥から鳥へと直接感染するだけでなく、水、排せつ物を介しても感染する。諸外国では、生きた鳥との接触により、人に感染した例が見られるものの、食品（鶏卵、鶏肉）を食べることによりインフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていない。

米政策改革大綱

消費者重視・市場重視の考え方に立ち、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図ることを目的とし、米の需給調整対策、流通制度、関連施策などの包括的な改革の実行について、平成22年を目標年次として、平成14年12月に政府が決定した大綱。

作型

作物栽培は、夏獲り、冬獲り、促成栽培など、栽培する時期、栽培方法が数多く存在するが、それらを総称して作型という。

産地改革計画

国の「野菜構造改革対策」に基づき、輸入野菜の急増に対応しながら、輸入野菜との競争に打ち勝つ競争力のある野菜産地を育成するため、産地ごとに作成する計画。産地ごとの取組み方向に応じ「低コスト化タイプ」「契約取引推進タイプ」「高付加価値化タイプ」があり、農林水産省は、計画を策定した産地について、計画実現のための取組みに対して集中的に支援することとしている。

サイレージ

牧草及び飼料作物等をサイロ等に詰めて乳酸発酵させ、保存性を高めた飼料をサイレージという。

持続性の高い農業生産方式

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産の方法。「エコファーマー」を参照。

実需者

生産された農産物などを加工・販売するために必要とする人。食品加工業者などがこれにあたる。

主業農家

農業所得が50%以上で、65才未満の農業従事60日以上の方がいる農家（「販売農家」を参照）。

準主業農家

農業所得が50%未満で、65才未満の農業従事60日以上の方がいる農家（「販売農家」を参照）。

ソルゴー

飼料作物として青刈り、サイレージ用に栽培されている植物。

大区画ほ場

1区画が、1ha以上に整備された農地。

団地（化）

一定程度の農地のまとまりを指す用語で、農業機械の移動が容易に行われる程度に隣接する農地が接しており、かつ、隣接する農地に同一作物が栽培されている農地のまとまりが、一定程度の面積となっている状態を指す。

農地の団地化は、作業効率を高めるとともに、経営面積を拡大するために必要な条件であることから、水田農業経営確立対策などの各種の施策において推進している。

地域水田農業ビジョン

地域の作物戦略、販売戦略、水田の利活用、担い手の育成などの将来方向を明確にして、生産対策と経営対策を一体的な実施について、地域の合意のもとに作成される水田農業の将来ビジョン。

直播栽培

育苗や田植えを行わず、ほ場に、直接種子を蒔き、育てる栽培技術。育苗、田植えのコストや手間を省くことができる。

低コスト耐候性ハウス

設置コストを、従来型のプラスチックハウスの70%以内とするとともに、改良・補強により50m/sec以上の耐風強度（従来型：35m/sec程度）が確保可能なハウス。

特定農業法人

担い手が不足する地域において、地域合意のもと、将来その地域の相当部分の農地を集積し農業を行う法人として、その地域から指定された農事組合法人や有限会社等の法人のこと。この法人は、地域の合意のもとで策定された「特定農用地利用規程」により指定され、この規程は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が認定できることとなっている。

トレーサビリティシステム

店頭に並んでいる食品が、いつ・どこで・どのように生産・流通されたかについて、消費者が把握できる仕組み。また、食品に問題が発生した場合に、段階ごとに原因が調べられ、さらに回収処理も速くなるなどのメリットもある。

農外所得

農家が、農業以外の事業活動や労働賃金によって得た所得（「農業所得」を参照）。

農家所得

農業所得と農外所得の合計（「農業所得」を参照）。

農家総所得

農家所得と年金・被贈等の合計（「農業所得」を参照）。

農業所得、農外所得、農家総所得

農家総所得	「農家所得」+「年金・被贈等」
農家所得	「農業所得」+「農外所得」
農業所得	農家が、農業生産活動によって得られた所得
農外所得	農家が、農業以外の事業活動や労働賃金によって得た所得
年金・被贈等	年金や祝金、香典などの被贈収入

農業依存度

農家所得に占める農業所得の割合で、農家所得のうち、どれだけ農業所得に依存しているかを示す指標となっている。

農業産出額（農業粗生産額）

農業生産活動によって生産された最終産物の総生産額。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する経営改善計画を策定し、市町村の認定を受けた農業者。

販売農家

「販売農家」：農家の中で、経営耕地面積が30アール以上、または農産物販売額が50万円以上の農家。

「主業農家」：農業所得が50%以上で、65才未満の農業従事60日以上の方がいる農家

「準主業農家」：農業所得が50%未満で、65才未満の農業従事60日以上の方がいる農家

「副業的農家」：65才未満の農業従事60日以上の方がいない農家

BSE

牛海綿状脳症と訳される。異常プリオン蛋白質（蛋白質の一種）が、牛の脳など特定の部位に蓄積し、2年以上の長い潜伏期間の後、行動異常、運動失調等の神経症状を呈し、発病後2週間から6ヶ月の経過で死に至る病気。

BSE が人に感染すると、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）が発症するのではないかという説があるが、その因果関係はまだ明らかにされていない。ただし、英国では、18万頭以上の牛に BSE が発生し、牛の脳や脊髄が食用に供されていたことから、BSE と vCJD の発症には因果関係があるのではないかと言われている。

非農業的土地利用

農地は、本来、作物の作付など農業生産を行う土地であるが、市民農園、公園、ビオトープ（野生生物の生息域）など、農業生産活動以外に農地を利用すること。

複合性フェロモン剤

動物の体内から分泌され、交尾など、他の個体に影響する物質（フェロモン）をほ場に置くことで、害虫の交尾行動をかく乱し、害虫の繁殖を抑制するために開発された資材。農薬を使用することなく害虫の発生を抑制することができる。

ラノーテープ

ピリプロキシフェン（昆虫成長制御剤）が塗布された非散布型（テープ状）農薬製剤。コナジラミ類の成虫が黄色に誘引される性質を利用し、黄色のテープに接触した雌成虫は塗布してあるピリプロキシフェンを体内に取り込む。ピリプロキシフェンは成虫に対する殺虫活性はないが、接触後に産んだ卵はふ化が阻害され増殖が阻害される。

福島県農業・農村振興条例

目 次

前 文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針（第7条）

第2節 農業及び農村振興の主要施策（第8条－第18条）

第3章 農業及び農村の振興に関する施策の推進（第19条－第22条）

附 則

福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果たしてきた。

近年、世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び耕作放棄地の増加、さらには新たな環境問題の発生など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、県土の保全や環境を調和した農業を推進するとともに、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくために

は、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

このような考え方に立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的かつ安定的に組み合わせられた農業が確立されるとともに、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。

3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、国に対して農業及び農村に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、当該市町村の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業及び農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(農業者及び農業関係団体の努力)

第5条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全かつ良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、農業及び農村に対する理解と関心を深め、農業及び農村への認識を広く共有するとともに、県産農産物の消費及び利用を進めることにより、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。
- 二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。
- 三 安全かつ良質な食料供給の確立を図るとともに健全な食生活の普及及び定着に努めること。
- 四 環境と調和した持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努め

ること。

五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

第2節 農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第8条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第9条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第10条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上)

第11条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第12条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、生産構造の改革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農産物の販路の拡大等)

第13条 県は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第14条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の

育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第15条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第16条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第17条 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下同じ。)の総合的な振興を図るため、中山間地域等の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第18条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 農業及び農村の振興に関する 施策の推進

(基本計画の策定)

第19条 知事は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第20条 知事は、毎年、福島県議会に農業及び農村

の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第21条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発)

第22条 県は、農業及び農村の振興に関する県民理解の促進のための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[平成13年3月27日公布(施行)]

